

令和5年9月定例会
まちづくり常任委員会会議録

招 集 月 日	令和5年9月6日(水)
会 議 場 所	市役所 4階 大会議室
開 議 日 時	令和5年9月6日(水) 午前8時57分
閉 会 日 時	令和5年9月6日(水) 午後5時17分
委 員 長	橋 本 稔
委員会出席委員	
委 員 長	橋 本 稔
副 委 員 長	織 田 京 子
委 員	秋 谷 修 金子 雄 一 矢 島 洋 文 小 泉 晋 史
委員会欠席委員	
議 長	
委 員 外 議 員	なし
傍 聴 者	

議 題

議案番号	議 題 名	審査結果
第 7 1 号	市道の路線の廃止について	原案可決
第 7 2 号	市道の路線の認定について	原案可決
第 7 7 号	令和 4 年度鴻巣市一般会計決算認定についてのうち本委員会に付託された部分	認定
第 7 9 号	令和 4 年度鴻巣市農業集落排水事業特別会計決算認定について	認定
第 8 1 号	令和 4 年度鴻巣都市計画事業北新宿第二土地区画整理事業特別会計決算認定について	認定
第 8 2 号	令和 4 年度鴻巣都市計画事業広田中央特定土地区画整理事業特別会計決算認定について	認定
第 8 4 号	令和 4 年度鴻巣市水道事業会計利益の処分及び決算認定について	認定
第 8 5 号	令和 4 年度鴻巣市下水道事業会計利益の処分及び決算認定について	認定

委員会執行部出席者

(都市建設部)

都市建設部長	三 村 正
都市建設部副部長	五十嵐 剛
都市建設部副部長	矢 部 正 樹
都市建設部参事兼都市計画課長兼産業団地プロジェクト課長	山 崎 淳 一
都市建設部参事兼市街地整備課長	秋 山 信 行
都市建設部参事兼道路課長	小 林 勝
建築住宅課長	中 島 隆 晶
都市計画課副参事	林 信 敏
都市計画課・産業団地プロジェクト副参事	島 田 幸 男
道路課副参事	宮 澤 祐 紀
道路課副参事	田 口 裕 一
道路課副参事	酒 井 孝 之

(上下水道部)

上下水道部長	中 根 治 人
上下水道部副部長	大 堀 勝 彦
上下水道部参事兼下水道課長	堀 岳 夫
経營業務課長	伊 藤 正 一
水道課長	山 崎 眞 也

水道課副参事
下水道課副参事

大 網 岳 志
関 根 好 一

吹上支所長
川里支所長

岡 田 和 弘
山 縣 一 公

書 記 佐 伯 幸 子

書 記 大 谷 直 樹

(開議 午前 8 時 5 7 分)

(委員長) これから本日の会議を開きます。

初めに、道路課長より発言の許可を求められましたので、許可いたします。

(都市建設部参事兼道路課長) おはようございます。発言の訂正をお願いいたします。

昨日行われました議案第77号、令和4年度一般会計歳入歳出決算認定の303ページ、道路課の歳出、三谷橋大間線2期工事整備事業の説明の中で、14節工事請負費を「鴻神社前交差点から国道17号宮地交差点に向かって延長約190メートル」と申し上げるべきところを「国道17号宮路交差点より鴻神社交差点に向かって延長約130メートル」と申し上げてしまいましたので、発言の訂正をお願いいたします。

以上です。

(委員長) ただいまの訂正はご了解願います。

なお、字句その他の整理については委員長に一任願います。

それでは、質疑はございませんか。

(金子) では、おはようございます。それでは、歳入歳出について、一般会計の決算認定ということで行いたいと思います。

初めに、内容的なことをちょっと私、通告でもしましたけれども、それが中心になってしまうのかなと思うのですけれども、初めに24ページ、都市計画課の公衆電話ボックス敷地使用料ということで、説明の中ではこれはJR3駅の、ちょっと確認も含めてお聞きしますけれども、JR3駅に設置してある公衆電話ボックスということだと思うのですけれども、この件数とか、場所とか分かれば教えていただければと思います。そして、もう一つが、この使用料について、当然税金とかの関係で使用料についてもその積算がなされていると思うのですけれども、使用料について、固定資産税とかの、その積み上げかなと思うのですけれども、その使用料の積算根拠とか、それについてちょっとお聞きいたします。

(都市計画課・産業団地プロジェクト副参事) 金子委員のご質問にお答

えします。

まず、場所についてですが、鴻巣駅の西口に1か所、階段を下りまして左手側、トイレの前辺りになります。まず、それが1か所。2か所目が北鴻巣駅の東口です。こちらにつきましては、階段を吹上方面に下りていただいて、自転車置場の前に1か所ございます。3か所目が吹上駅の北口、こちらも階段を下りて、ちょうど十万石というお店があるのですけれども、その前辺りになります。あと、同じく4か所目が吹上駅の南口になるのですけれども、こちらも階段を北鴻巣方面に下りてすぐのところの駅前広場でございます。3駅で合計4か所設置してあります。使用料の根拠につきましては、鴻巣市の道路占用料の徴収条例、これに基づきまして、1台1,400円という使用料をいただいております。4台ですので、合計5,600円となります。

以上です。

(金子) すみませんでした。ちょっと確認ということで、私3か所かと思ったので、4か所ということで了解いたしました。

それで、先ほどの使用料ですけれども、これにつきまして1,400円ということで、これ一律ということで、税金とかの面で固定資産とかのことを考えると、ちょっと鴻巣のほうが高いのかなと思ったのですけれども、これは一律ということで、了解いたしました。

それと、見ていると、あの電話ボックス、あまり使われていないのですけれども、やはり必要性、緊急時には必要かなと思うので、今後の見通しと、あとあれについて、ちょっと古いようなところもあるので、新しくならないかなとか、そういう要望等についても、そういうこともできるのかどうか、ちょっと確認いたします。

(都市計画課・産業団地プロジェクト副参事) お答えいたします。

新しくしてほしいとか、そこら辺の要望というのは特にはしておりませんが、今後、そういったご要望があるということ、占用のときにNTTさんとやり取りをしますので、お伝えするような方向で考えたいと思います。

以上です。

(金子) 分かりました。

それでは、次ですけれども、26ページの建築住宅課です。1番目が建築確認等申請手数料についてですけれども、それとあと26ページの下の屋外広告等許可申請手数料にも関わるのですけれども、現状については昨日説明していただきましたけれども、手数料について、これというのは毎年同じ額が入ってくるのかどうか、それと値上げができるのかどうか等につきまして、2つ一緒でもいいですから、お答えください。

(建築住宅課長) まず、建築確認申請手数料の関係と屋外広告物許可申請手数料の関係ですけれども、こちらのほうは条例の規定が違う条例で定まっております、まず件数の関係なのですけれども、毎年同じような件数が出ているのかというご質問だと思うのですが、こちらにつきましては、建築確認につきましては、昨年度の件数が、内容につきまして主なものを申し上げますと、建築確認とここには書かれているのですけれども、内容は、民間の確認検査機関が確認申請のほうを下ろしておるのですけれども、そちらのほうが生に報告されまして、そちらのほうで下ろしたものが建築計画概要書として市のほうに報告されるのですけれども、こちらの写しを市の窓口のほうで交付しております。そちらの交付の手数料とか、あと長期優良住宅の認定申請、また低炭素建築物の認定申請などの認定申請手数料、そういったものもこの中に含まれております。

令和4年度の申請件数手数料の額などにつきましては、建築計画概要書が695件で、金額のほうが生38万3,600円。また、審査手数料につきましては、長期優良住宅認定申請手数料の関係が、変更と合わせまして210件、金額のほうが生125万9,200円。あと、道路の位置指定の申請、こちらのほうが1件5万円。あと、低炭素建築物認定申請、こちらのほうが57件で、28万2,500円。あと、建築物省エネ法の関係で、省エネ性能向上計画認定というのがございまして、こちらのほうの申請が2件、1万円。あと、市のほうで建築確認あるいは検査を行った件数が3件、2万1,000円となっております。合わせて金額としましては200万6,300円という形になっておるのですが、令和4年度につきましては、これまでよりも長期優良

住宅の認定申請とか低炭素建築物の認定申請が多くなってございまして、若干これまでよりも手数料の額は多くなっているような状況でございます。

金額、手数料の額なのですけれども、建築確認につきましては、基本的には全国一律の業務なので、県内一応一律という形で、同じような金額で定めさせていただいております。長期優良住宅ですとか低炭素認定につきましても、原則は国から出されています人工を基に、人件費のほうを掛けまして出しておるのですけれども、基本的にはやはりこれは全国的に同じような業務になりますので、埼玉県下でほとんどの市が同じような手数料の額を定めているというふうな状況でございます。

以上です。

（金子）分かりました。

それでは、下のほう、屋外広告物等の許可申請手数料、これにつきましても、ちょっと内容的なもので、これ例えば看板の大きさとか、そういうものによって手数料等も、手数料というか、何か違いがあるのでしょうか。ちょっとそれをお聞きします。

（建築住宅課長）屋外広告物の申請につきましては、屋外広告板であるとか看板、そういったものとか、屋外広告塔と言われる筒状のような形状の屋外広告物等ございますけれども、ほとんどがそういったものは面積1平米当たりの金額で手数料のほうで定められておまして、1平米当たり350円というのが多いのですけれども、そのような形で面積割合で手数料が決まっているケースがほとんどでございます。

以上です。

（金子）そうすると、今言った確認ですけれども、1平米当たりということで、そうすると小さいのは安いと。大きくなれば、3倍、4倍になれば3倍、4倍の手数料ということの認識の仕方よろしいわけですね。

（建築住宅課長）そのとおりでございます。

（金子）それでは、次も28ページのやっぱり建築住宅課ですけれども、これのほうの開発許可等手数料、これもちょっと含めて、今の建築物の申請手数料とか屋外広告物等、それと開発許可の手数料とか含めまして、

見通しというか、令和4年度について、現状としてはこのような状況であるということをございますけれども、今住宅ブームかどうか分からないですけれども、将来的に今、毎年毎年増えているのかどうか、その上限についてちょっと確認したいと思います。分かればお願いします。

（建築住宅課長）まず、開発の許可申請の状況なのですけれども、令和4年度が開発許可申請全体で104件になっております。令和3年度が91件、令和2年度が82件、令和元年度につきましては104件ということで、過去の状況を見ましても大体100件前後で開発許可のほうは推移しているような状況でございます。

建築確認の申請関係ですけれども、こちら先ほど申し上げましたように概要書ですとか、長期優良住宅ですとか、建築確認とか、様々な申請が中に入っているのですけれども、全体の傾向としては年々増え続けているような、どの申請も増え続けているような状況になっております。

屋外広告物の関係ですけれども、屋外広告物については、令和4年度が55件という状況なのですけれども、令和3年度が83件、令和2年度が84件、また令和元年度が40件というような状況で、これも少ない年と多い年とあるのですけれども、大体この辺の数字で、そんなに大きく増えたりとか減ったりとかというのはないような状況になっております。

以上です。

（金子）分かりました。

それでは、次ですけれども、30ページ、道路課のほうの交通安全対策事業補助金ということで、これについて、補助金について、補助金ですので、使用用途の制限というのが、ちょっと大きなくくりになるのですけれども、あるのかどうかお伺いいたします。

（道路課副参事）お答えします。

交通安全対策補助金は、千葉県の八街市における交通事故を受けまして、通学路の緊急対策として令和4年度に創設されたものです。こちらにつきましましては、国土交通省、それから文部科学省、それから警察庁が連携しまして合同点検を実施することとなっております。採択要件としまして、通学路合同点検を実施し、その中で抽出された新規のみが要件とな

っておりますが、埼玉県の場合は、国からその通知を受けまして、第5期通学路整備計画策定のために通学路の安全総点検というのを実施しておりますことから、改めて合同点検というものを行わない方針としまして、県が策定しました第5期通学路整備計画に基づいて実施したものでございます。

ご質問の使用の用途制限につきましては、通学路の交通安全対策ですとか、あるいはソフト対策、そういったものであれば用途の制限は特にございませんが、補助金の対象となるものは令和5年度までに完了させる必要がございます。ですから、制限としましては、新規のみということと、令和5年度までに完了させるという、その2点が制限ということになっております。

以上です。

(金子) それでは、歳入については以上でございます。

次ですけれども、歳出につきまして質問いたします。歳出につきましては、初めに108ページ、道路課のほうの交通安全施設整備事業ということで、こちらの3,100万のほうの支出の工事請負の現状と、業者選定とかはどのように行われているのか、ちょっとお聞きいたします。

(道路課副参事) お答えします。

交通安全施設整備事業の中で、工事請負としまして交通安全施設整備工事と通学路安全対策工事、大きく2つに分けることができます。この中で、交通安全施設整備工事につきましては、主なものとしましては、道路反射鏡の設置工事、新規に道路反射鏡を設置する工事、こちらにつきましては修繕工事と併せまして単価契約を締結しております。契約の方法としましては、指名競争入札で行っております。また、交通安全施設整備工事の中で区画線の設置工事、こちらのほうも単価契約を指名競争入札で締結して行っております。こちらにつきましては、描き直し等を行う修繕分と、交通安全に関わるものと、通学路に関わるものという、3つの予算科目から合算して契約をしているところでございます。

それと、通学路安全対策工事につきましては、先ほどの歳入と関わってくる部分になりますけれども、第5期通学路整備計画に基づく通学路の

安全対策工事としまして、小学校が10校、中学校が1校、重なるところがありますので、全体で16か所につきまして、路面標示の新規描き足しだったり、学童注意とか、スクールゾーン、そういうものを描いたりする工事と、車止め、ポラード、交差点にポラードの設置、これを2か所の交差点で行っております。こちらにつきまして、契約方法としましては指名競争入札で行っております。

以上です。

(金子) ちょっと余談になってしまいますけれども、よく白線とかで描いてありますよね。白線というか、整備ということによってされていますけれども、何かこれ場所によって、交通量が多かったりするところなのかなと思うのですけれども、白線が消えていたり、毎回毎回壊れるようなところがあるのですけれども、例えば注意喚起の看板とかも、ああいうのというのは致し方ないのかなと思うのですけれども、それは壊れたらば交換とかされているのだと思うのですけれども、そういうふうな要望というのはやっぱり、重点的なそういうふうな危険箇所というのはあるのでしょうか。何か毎回毎回地元でも要望とかあると、またあそこかというふうなところがあるのですけれども、それに対する対策とかというのは何か必要なものがあるのかどうか、できるのかどうか、何かそういうのをチェック機能があるのかどうか、ちょっと確認したいと思います。

(道路課副参事) 路面標示の更新等に関しましては、これまでのところ市民の方からの要望等に基づいて行っているところが主なものでしたけれども、今年度より予算のほうを拡充しまして、市のほうでも計画的に路面標示の更新等を行うようにしております。そちらにつきましては、市役所職員のパトロール等によって発見したものをできるだけ早く対応するという形を取っております。

また、看板等につきましては、自治振興課と調整を図りながら安全対策には努めてまいりたいと考えております。

以上です。

(金子) 分かりました。

それでは、次ですけれども、278ページ、産業団地プロジェクトのところ

で、産業団地整備に伴う周辺環境整備事業ということで、ちょっと単純に考えると、周辺環境整備ということでやりますと、周辺環境というのはどこまでが周辺環境になるのかどうか。そういうふうな基準というのが設けられているのか。どういうふうな環境整備ということを重点的に行われているのかお聞きいたします。

（都市計画課・産業団地プロジェクト副参事）金子委員のご質問にお答えいたします。

周辺環境整備につきましては、大きくは埼玉県と鴻巣市のほうで基本協定を締結しております。産業団地の区域内については基本的には埼玉県のほうが施行すると。産業団地の整備に関して、区域外につきましては鴻巣市のほうで整備をするという大きな方針がございます。

今回、令和4年度であります周辺整備につきましては、事業地の東側の市道1004号線、国道17号の箕田南交差点から北へ川里方面に延びる市道1004号線、ここから産業団地に向けた新設道路の整備をさせております。この新設道路につきましては、昨年、令和4年6月議会で新たに新設道路としてF-594号線として認定された道路となっております。今回でいう周辺整備は、その新設道路が該当する形になります。

今後なのですけれども、今後、地区外で市が整備をしていくというのは、今のところ予定としてはございません。

以上です。

（金子）分かりました。何かこれ見ると、周辺環境整備ということだから、環境面で何かそういうので整備があるのかなと。道路が中心になっているのかなというのが分かりました。

次ですけれども、286ページ、道路課のほうの道路境界査定事業ということで、現状と件数ということでお聞きいたします。

（都市建設部参事兼道路課長）今のご質問なのですけれども、決算書に書かれている金額に基づいてのお話でよろしいでしょうか。

（金子）はい。

（都市建設部参事兼道路課長）こちら境界査定事業のほうは、測量委託料が1件、境界査定委託料が3件の測量をさせていただいております。

以上です。

（金子）分かりました。

次に行ってしまうでしょう。288ページ、建築住宅課の住宅等耐震改修促進事業ということで、これにつきましては前、矢島委員のほうからも質問があったかと思うのですけれども、ブロック塀、危険なところということで整備ということで、改修促進ということでされているということでございますけれども、この現状ということで考えると、例えばどうしても直してほしいというところが直していないようなところが私は見受けられるとは思いますが、私には見受けられるのですけれども、それについての指導とか、あと何か強い強制力、強制力ではないですね、そういうふうなお願いとか、そういうことが、権限みたいな形のものとかってあるのでしょうか。ちょっとお聞きします。

（建築住宅課長）危険なブロック塀について、指導できるような権限があるのかというようなご質問なのですけれども、こちらにつきましては、建築物の敷地に建つブロック塀については建築物という扱いになりまして、要は建築基準法の規定が適用になるのですけれども、建築基準法の規定の中で、保安上危険な建築物とか、著しく保安上危険な建築物については指導とか助言あるいは勧告、最終的には命令とか、そういったものが出せるような状況になってはいるのですけれども、今のところそういった法的な指導までは踏み込まない状況で、あくまでも行政指導というような形でお願いに個別に訪問しているような状況です。昨日お話しさせていただいた66件につきましてもそのような対応で行っておりまして、これがいずれ時間がたつとともにますます著しく危険なような状況に進行していくようであれば、こういった法的な強制的な処置も取らなければならないのかなとは思っておりますけれども、今の時点では、まずはお話しして、ご本人の財産でありますので、ご本人の判断で改善していただくというのがベストなのかなとは今思っております。ただ、戸別訪問の結果、お話を伺うと、やはり費用が工面できないとかというお話も多々伺っておりますので、その辺の状況も鑑みて指導のほうを続けているところでございます。

以上です。

（金子）分かりました。あまり踏み込んでするということとはできないとか、していないということでございますけれども、場所によっては本当に危険なところがあるような状況ですので、そのところは懇切丁寧をお願いしてと。補助額についても、これも上限とかも決まっているので、それ以上は出せないのかなとは思いますが、何とかというのが私の、何とかならないかというのがもう少し強くできないかなと思いたうのですが、その点はいかがでしょう。

（建築住宅課長）苦情とか相談をいただいている、我々のほうもそういったところについては個別にお伺いして粘り強く指導のほうをしておるところなのですが、やはり本人の事情とか、いろいろそういったものも見てとれるようなところがございますので、ちょっとその辺のところも鑑みながら指導しているところではございます。

以上です。

（金子）次に行きます。

294ページ、道路課のほうの街路樹の維持管理事業ということで2,100万ということでありまして、これ全部でこれだけということですが、一般道路の中で約10分の1がけやき通りの管理のほうの委託料に値するのかなと思いたうのですが、やっぱりけやき通りというのは結構かかるような状況ということなのだと思いますが、これについてちょっと、かかるような状況をちょっと説明していただければと思います。

（道路課副参事）お答えします。

けやき通りの管理内容につきましては、鴻巣駅前及びけやき通り道路清掃業務委託としまして、シルバー人材センターと契約しております。業務の内容につきましては、原則月曜日と金曜日、週の2回、駅前の東口のロータリーとけやき通り、こちらの区間において落ち葉や吸い殻、空き缶などごみ拾いをしてもらって、回収したごみにつきましては分別して市役所のごみ集積所に置くという形の業務をお願いしております。令和4年度は99日間、業務委託のほうをお願いしており、1日当たり4人で作業していただいております。

以上です。

（金子）今の説明の中で、99日間ということ、4人でということですね。365日で行くと、1週間のうちで2日かそのくらいをめぐらぬということですね。それを例えば1日とかにするのは、やっぱりどうなのでしょう。要望と言っては変ですが、そうするとどういふふうな現状になるかどうか。それを計算して2日ぐらいということで今設定されているとは思いますが、結構額的にも多いなと思うのですが、シルバーさんにとっては非常にいいところ、いいと言っては変ですが、委託料としてはいい額なのかなと思うのですが、そのような現状をどう思われるかどうか、ちょっとお伺いいたします。

（道路課副参事）委託の原則月曜日、金曜日、週2回行ってところですが、やはり免許センターへ通る方が多く、鴻巣市としましても皆様を迎え入れる玄関となる道路ですので、維持管理については丁寧に行っていく必要があると考えております。今のところ、現状の2日間というのは、街路樹、ケヤキの落ち葉等も多くございますので、必要な日数かと考えております。

以上です。

（金子）分かりました。

それでは、次ですが、306ページ、ふるさと総合緑道の愛里巢、私のほうの地元のほうの関係でございますが、こちらにつきましの利用状況ということで、利用状況等についてということで、等についてはちょっとまた後でお話ししたいと思います。等ということで考えますと、利用状況と収入状況、それとその収入に伴う、今回運営事業ということで300万かかっていますから、この300万が果たして収入ととんとんというのか、合っているのか、運営と収入を考えるとバランスがいいのかどうか、そのような点も含めて今の現状をちょっとお聞きいたします。

（都市計画課副参事）お答えします。

愛里巢の令和4年度の利用状況としましては、全体で8,051人の利用がありました。内訳としましては、会議室の利用が1,731人、トイレだけの利用が6,201人、学習室の利用が119人になります。

収入に対しての利用、使用の内容なのですけれども、愛里巢の中で会計年度任用職員を4人で運用していただいています。その4人の報酬として約200万の支払いがあります。ほかにその4人の交通費として7万、あと消耗品等、その他を含めると、収入に見合った利用をしていると認識しております。

以上になります。

(金子) 今、私ちょっと聞き逃してしまったかなと思ったのですけれども、収入状況ということで、その利用料の合計というのは話ありましたっけ。私の言いたいことは収入に見合う運営がされているかということでございますので、それがとんとんなのか、それとも持ち出しが多いのかによってやっぱり愛里巢ということ自体が、あの施設自体が、あの地域については非常に利用価値はあると思うのですけれども、というのは隣に今給食センターが、中学校給食センター、あそこも会議室とかがあるのです。あれは教育委員会のほうの管轄なのかなとは思っているのですけれども、あちらが利用になると、必然的にあの地域の人たちは、では愛里巢よりも向こうのほうの方が安いとかということで向こうに利用になると収入的にも下がってしまうと。これだけ人件費をかけて運営されても、果たして必要なかどうか。必要性は分かるのですけれども、あの地域の中で、確かにあそこから2キロぐらい行かないと、あそこセンターとかまで行かないと会議室がないわけですから、非常に利用価値はあると思うのですけれども、そういう点うまく運営をされないといけないのかなと思うので、ちょっとお聞きしていますけれども。分かりますか。

(都市計画課副参事) 愛里巢の利用料としましては、会議室1時間200円で利用していただいています。その合計収入としましては5万4,200円になります。愛里巢の利用として、先ほどちょっと申し上げましたけれども、全体で8,000人、散歩している方の一時的な休憩場所、トイレの利用、あと学生たちとか地元の方たちの会議室の利用として使用していただいていますので、その愛里巢の存在としてはこのまま継続していきたいと思っております。

以上です。

(金子) ちょっと収入からすると非常に、どうしてなのかなと。ただ、ほかに施設として考えると致し方がない面もありますけれども、何かこれを使わなくてはならない理由というのは、これを運営させなくてはならない理由というのがあるのかどうか、そこのところをお聞きいたします。

(都市建設部参事兼都市計画課長兼産業団地プロジェクト課長) それでは、ご質問にお答えいたします。

この施設につきましては、ふるさと総合緑道の休憩施設というふうに位置づけられている状況の中で、確かに委員おっしゃるように収入に対して支出のほうは過大、過大という表現は適切かどうか分かりませんが、必要である経費を支出しているところでもあります。なので、金額だけで見ますと、収入に見合った運営ができているかと言われると、決してそうではない状況かと思いますが、必要な施設であると、あくまでふるさと総合緑道の休憩施設という視点で見ると必要な施設であるというふうな認識で捉えておりますので、金銭だけにとらわれると、ちょっとなかなか苦しい状況ではあるのですが、利用者の立場からすると必要な施設であるというふうに捉えておりますので、この施設の役割としては重要であるというふうな認識でおります。

以上です。

(金子) 分かりました。では、うまくこれからも運営していただければと思います。あそこも、余談ですけども、今矢島委員からもありましたけれども、何かトイレだけで利用されている方もいるのかということですけども、私もちょくちょく利用しているのですけれども、やっぱりあそこは結構いいところなのです、駐車場も広くて。そこのところでもちょっと、余談になってしまいますけれども、カウントはどういうふうにされているのですか。トイレのカウントというのは。

(都市建設部参事兼都市計画課長兼産業団地プロジェクト課長) 利用者の数え方というか、利用者数の集計につきましては、そこに会計年度任用職員の方がカウントしているというところがございます。

以上です。

(金子) 承知しました。了解でございます。

では最後に、数字として出ているかとは思いますが、316ページの建築住宅課の住宅リフォーム支援事業ということで、これの成果についてまとめたものをちょっとお聞きいたします。

(建築住宅課長) 住宅リフォーム支援事業の成果ということでございますが、令和4年度の交付件数につきましては112件、金額のほうは829万7,000円の補助確定額ということになってございます。

以上です。

(秋谷) 一番最初に土木費全体のことで伺いたいのですが、執行率は上がったようなだけでも、不用額が8,800万か、全体で。前の決算のときももしかしたら話ししたかもしれないのだけでも、もうちょっと早めに減額補正なりなんなりして、うまく使うという発想にならないですか、この部分。というのは、いろんな要望が多いではないですか、特に道路課に対しては。当然回せるものと回せないものってあると思うのだけでも。その辺り、毎年毎年、要は決算の在り方というのかな、予算組みの在り方になってしまうのだよ、結果的に。本来だったら執行率というのは余らす形ではないはずなのだ。予算だってそういう計算で組むはずなのだから。その点について何かお答えをいただければと思います。

(都市建設部副部長) 土木費全体の決算で減額があって、ほかに回せないかというご質問だと思うのですが、まず3月に減額補正をされているのは委員さんもお承知だと思うのですが、それに対しては、まず社会資本整備総合交付金のほうの内示率の低下によって、交付金を最大限活用するために、つかなかった、補助対象分にならないものが単費になってしまうような事業については先送りするという形で減額補正等をさせていただいているところです。ですので、土木費全体からすると、その費用というのは結構な費用になってきますので、それをほかに回すというのはちょっとなかなか難しいのかなというふうに思っております。

(秋谷) では、1点ずつ聞いていこうか。まず、25ページの駅前広場のタクシー・バス駐車場使用料のところ、この使用料の内訳は聞いたの

だけれども、私のところにバスの関係者なのかタクシーの関係者の方々から、要は一般の車両が、当然利用される方は大勢いらっしゃるわけだから、入り口は当然みんな入ってくるのだ。出口が要は狭くなってしまって、バスの運行なり、あるいはタクシーのお客さんなりに、出る際とかに結構ご迷惑をおかけしてしまっているというようなお話をいただきまして、そういったバス会社とかタクシー会社からのご意見みたいなものというのは何かしら聴取する機会というものはあるものなのですか。

（都市建設部参事兼都市計画課長兼産業団地プロジェクト課長）ご質問にお答えいたします。

聴取する、ご意見を伺う機会ということかと思うのですけれども、占用なりの申請をいただく場合においては、そういった現状であったり、課題であったり、ご要望等があれば、お伺いする機会はあるかと思えます。ただ、それを、ご要望に対してお応えできるものであれば当然改善の余地はあるかと思うのですけれども、その内容をお聞きしながら判断していければというふうに思います。

以上です。

（秋谷）建築住宅課のところの収入未済の83万9,500円で伺いますけれども、不納欠損としないで収入未済とするということは、ある意味お支払いの意思があるというふうに当然捉えるのだけれども、その方を適切な、本来だったら生活保護に導かなければならないのか、それとも連帯保証人の方をお願いをしなければならぬのかという対応はしっかりできていらっしゃるのでしょうか。

（建築住宅課長）収入未済83万9,500円についてでございますけれども、こちらにつきましては5名の方が令和4年度末で収入未済ということでこの金額の滞納というふうになってございますけれども、今現在、こちらの方については、7月末現在で3名の方がこちらのほう、もうお支払いのほう済んでおりまして、今現在は滞納額が55万5,100円というような状況になっておりまして、滞納されている方は2名という状況になってございます。こちらの方につきましても、古い平成24年とか27年とかの滞納額がこういった形で残っておる状況なのですけれども、新しく発生

した家賃について先にお支払いしていただくような形になりまして、余裕のある中で古い滞納家賃についてもお支払いしていただいているような状況でございますので、これからもこのような形で、まず現年度の家賃をちゃんと支払っていただいて、古い滞納については余裕のあるときに随時お支払いしていただくというような形で徴収してまいりたいと考えております。

以上です。

（秋谷）次は、35ページのところの都市計画課で集約都市形成支援事業交付金で、立地適正化計画の関係だと思うのですが、歳出でいったら61ページのところになるのかな。61ページではかったな。ごめんなさい。299ページのほうだ。立地適正化計画策定業務委託の関係だと思うのだけれども、具体的にこの委託の内容と現在の進行状況というのかな、その辺り詳しくご説明をいただきたいと思います。

（都市計画課・産業団地プロジェクト副参事）お答えいたします。

立地適正化計画策定業務委託の現在の進捗状況ですけれども、令和4年7月1日に契約を締結しまして、令和5年度への繰越しをしております。

（P.19「継続費である」に発言訂正。）現在、計画の骨子案、これ序章から第7章までを予定しているのですけれども、骨子案について協議をしております。防災指針につきましても危機管理課と今協議を進めている段階です。業務委託期間が令和6年3月14日までとなっております。公表につきましては、年度末に公表できる予定となっております。計画の策定後については、立地適正化計画に誘導施設として位置づけられた施設の整備に関わる事業を対象に、国の補助金メニューの活用をすることが可能となっているというような状況です。

以上です。

（秋谷）今度の春には公表されるということなのだけれども、今現在の進捗の話は多少出たけれども、具体的にどういうことをやっていこうという話が説明できたら、いただきたいけれども。

（都市計画課・産業団地プロジェクト副参事）お答えいたします。

今、当初、昨年の7月から始めておるのですけれども、最初に市の現状

分析等を行って、課題解決のための施策だとか誘導方針を具体的に、市内検討委員会というのがあるのですけれども、各副部長を委員としまして、市内のそのような分析を行って、課題を検討して、次にまちづくりの方針を検討して、居住誘導区域及び施策の検討、あと都市機能の誘導の区域、人とインフラ、建物、こちらの区域の検討を行って、公共交通に係る方針の検討も行っている状況です。そして、それに加えて防災指針を作成して、ある程度定量的な目標値の設定を行って、今素案をつくる前の段階というような状況になります。

以上です。

（秋谷）全国津々浦々、視察とかいろいろ見に行かせてもらえると、過疎化のひどいエリアで、例えば大きい合併などをして行政面積が広がったところで、本当に山間地域と中山間地域と、あと市街化区域、都市区域と言ったらいいのかな、いろいろそういう広大なところだったらば、ある意味こちらのほうに誘導して、例えば交通インフラにしても分かりやすく、そのエリア、このエリアと分けてやっていくようなものというのは今までも見てきたところあるのだけれども、鴻巣の中でいったらどの部分のことをお考えなのだろう。あんまり地域名は言いたくないかもしれないけれども、例えば調整区域エリアの方々を誘導するようなイメージでいるのか、もっと鴻巣地域の駅周辺、あるいは北鴻巣周辺、吹上周辺に固めていくイメージなのか、そこら辺のイメージというのは、例えば副部長さんたちは会議を開いていらっしゃるのだから、何かしらお考えが示せるかな。

（都市建設部副部長）それでは、今の質問につきまして私のほうからお答えをさせていただきます。

幾度かの会議を踏まえまして、人口減少化、そういう時代にある中、我がまちについてもそれを真剣に捉えなければいけないという中、立地適正化計画を策定しているところです。具体的に鴻巣ではどうなのかと。鴻巣も都市計画区域ですので、いわゆる線引き、市街化区域並びに調整区域という大枠で線引きがされております。基本的にはそういう従前の都市計画、こういうものを参照しながら、そこに今ある公共施設並びに

防災の考え方、鴻巣であれば、水害に対してどうなのか、地震に対してどうなのか、そういうものをオーバーレイ、重ね合わせたところで答えを導いていきたいと、そのように考えておりますので、大枠は既存のデータを活用しつつ、今後を見据え居住誘導区域等を設定したい。必ずしもそれで解決するかと。なかなかやはり鴻巣市の全域にはいろんな方、いろんな事情があってお住まいの方がいらっしゃいます。そこにはやはり取りこぼすことがなく、例えばそういう方々には交通インフラ、本市でもコミュニティバス等、もう既に運用していますが、それが時代に合うような形で運用できるか、そんなようなことも含めて検討し、来年の春に立地適正化計画という形で取りまとめをさせていただければというふうに考えております。

以上でございます。

(秋谷)その件については取りあえず楽しみにしているとして、次が61ページの都市計画課の雑収入の中で、大間近隣公園の植樹の関係で、いろんな団体の方とか個人の方から5万円掛ける13件で65万円、雑収入が上がっているのですけれども、ちょうど開所式と言ったらいいのだろうか、公園のオープンの日は天候が悪くて、この方々に対してその後どのような対応をお取りになられたのでしょうか。たしか私の記憶の中では、本来だったらそのイベントのときに何かしらのお披露目があったのではないかとは思っていたのですけれども。

(都市建設部参事兼都市計画課長兼産業団地プロジェクト課長)お答えいたします。

当日、開園式ですか、当日あいにくの天候で行うことができませんでした。当日には感謝状を贈呈する予定で計画しておったのですが、その場がなくなってしまいました。その代替といたしまして、感謝状の贈呈者、14名様を対象となっておりますので、別の日を設けまして感謝状を贈呈させていただきました。これを7月21日に市長応接室において、お招きをして、それぞれの方々に感謝状と、粗品なのですけれども、記念品を贈呈させていただいたところでございます。

以上です。

(秋谷) 植樹で出してくれた方々もいろんな思いがあると思うのですが、そういった思いで、本当に自分がたまたまやりたくてやったという人もいれば、何かしらそういったもの、何か皆さんに周知していただきたいという思いでやられた方もいると思うのですが、何かしら植樹をされた方々のあれを広めるような機会というのは必要なのでしょうか、それとも必要ないものなのでしょうか。

(都市建設部参事兼都市計画課長兼産業団地プロジェクト課長) お答えいたします。

基本的には必要があるのかなという認識でいる状況の中で、植樹をしていただいた樹木の前にプレートを設置しているのです。それに寄附をいただいた方のお名前をお示しした上でプレートを設置しておりますので、公園を訪れた方々につきましてはその辺が見て分かるのかなというふうに考えております。

(委員長) 暫時休憩いたします。

(休憩 午前9時59分)



(開議 午前10時19分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

都市計画課副参事より訂正の発言の許可を求められていますので、許可いたします。

(都市計画課・産業団地プロジェクト副参事) 答弁の訂正をさせていただきます。

先ほど秋谷委員の立地適正化計画の質問に対しまして「繰越しをしている」と答弁させていただきましたが、正しくは「継続費である」となります。おわびして訂正させていただきます。

以上です。

(委員長) ただいまの発言をご了解願います。

なお、字句その他の整理については委員長に一任願います。

(秋谷) 次は241ページで、都市計画課の記念樹引換業務委託料のところなので、当初始めたときは鴻巣市に転居された方に記念樹の

引換券をお渡ししていて、惨たんたる状況だったのが、令和4年度は委託料が57万4,000円で支出があることを、ある意味事業の目的に合わせて予算が出てきたわけだから、よしと捉えてはいるのですけれども、現状はどうなっているでしょう。前年度比ともし比較してお答えがいただけたらと。要は、記念樹の引換券を、鴻巣市に転居された方が何名いたら、その分多分引換券を以前だったら渡していたと思います。実質的にその交換された金額がこの57万4,000円だと思うのだけれども、その辺りの内容を教えてください。

(都市計画課副参事) 鴻巣に転居してきた方に苗木の引換券をお渡ししております。前年度が565枚、転居してきた方にお渡ししております。実際交換に来た件数としては287件。ほかの方は、お渡しはしましたけれども、引換えには来ていなかったというような内容となっております。以上です。

(秋谷) たしか当初は基本的に庭に植えるような木で始まって、それであまりに引換率が悪かったから、今度は観葉植物とかにも引換えができるようにしたというようなお話だったと思うのだけれども、引換えの内容みたいな傾向みたいなものって何か分かりますか。

(都市計画課副参事) 委員おっしゃるとおり、以前は庭木等も入っております、それに対して引換えに来るかという、引換えに来なかったという方も結構いらっしゃったらしいのですけれども、今では季節の花、あとは観葉植物、オリーブとか、あとブルーベリーとか、花はバラとか、そういったものの引換えが多いとお聞きしております。

以上です。

(秋谷) 飛ばして、279ページの産業団地のプロジェクトのことで聞くのですけれども、幾つか質問が出ているのだけれども、私が知りたいのは、いつ頃この産業団地にお見えになる企業名というものが明らかになるのか、県のほうはどのようにお考えなのか、ちょっと教えてもらいたいのですけれども。

(都市計画課・産業団地プロジェクト副参事) お答えいたします。現在、埼玉県企業局のほうで、進出を希望している企業と内定の作業を

していると伺っております。この内定後に、次は契約というふうな形になるのですけれども、予定としましては年内から年度内というようなことで伺っております。まだはっきりした時期は伺っていないのですけれども、年内から年度内というふうに伺っております。

以上です。

（秋谷）では、もうちょっと辛抱すれば教えてもらえるのだね。

次が295ページのふるさと総合緑道の関係なのですけれども、これはいよいよ聞いてしまっていていいだろうか。委託料で720万円、これH-223号でよろしかったかな。元荒川に架ける橋のところなのだけれども。以前もう既に、何年前だろう、道路認定自体はされていて、あの当時は地主の方々にちょっといろんなことがあってご了解いただけなかったのだけれども、こうやって設計が無事にできるようになって、何かしら変更点とか不具合とかはなかったかな、この委託をかけた結果。

（都市建設部参事兼都市計画課長兼産業団地プロジェクト課長）委託につきましては現在も行っている状況でございまして、委託の業務については基本的には順調に進んでいるものと認識しています。一方で、いわゆる地権者につきましては、今年度に入りまして1度お伺いしている状況でございまして、その際の話としましては、どちらかというと比較的前向きなお話も当然あるのですけれども、その上で市の事業の進捗状況ですか、それらに応じて私のほうもいろいろ考えさせていただきたいというふうなところでございますので、現状につきましては、設計業務が終わってからも引き続き地権者と話合いの場は必要なのかなというふうに捉えております。

以上です。

（秋谷）これは聞いてしまっていていいのかどうか分からないですが、元荒川の免許センター側の以前からの地権者の方のお話かな。

（都市建設部参事兼都市計画課長兼産業団地プロジェクト課長）そのとおりでございます。

（秋谷）297ページの水路改修事業でちょっとお伺いしたいのですけれども、大芦、糠田、屈巢のエリアで6件水路改修というお話だったと思う

のですけれども、説明だと、例えば私のエリアだと、北足立の土地改良の関係で、例えば市のほうに持っていても、それは土地改良に持って行ってくださいと言われて、実際土地改良のほうは予算が全然もうない状態で、水路改修をやってもらいたい要望はあっても、はけない状況があるのですけれども、そういったものの対応というのはやっぱり変えられないものなのではないでしょうか。要は市側で受けてもらえるものなのではないでしょうか。私の過去の経験だと土地改良のほうへって言われてしまうのです。

（道路課副参事）お答えします。

委員のおっしゃるとおり、基本的には土地改良のほうにお願いをするというスタンスは今後も変わらないのかなということであります。

以上です。

（秋谷）それでは、残念だが、しょうがないよな。変わらないのでは。変わらないのではしょうがない。

301ページで、都市計画課の駅施設等維持管理事業で、以前にもお話ししたと思うのですけれども、駅前の公衆便所の件なのですけれども、みなさん利用されたことありますか。本当に残念ながら安心して利用するのは大変厳しいのではないかなと思うのですけれども、幾分明るさを取ってくれたりされていたのは分かるのですけれども、もっと抜本的な改善をお考えすることはできないものなのではないでしょうか。例えば東口で今回エレベーターのお話もありましたけれども、そういったときにうまくきれいにできないものかなと思うのですけれども。これは西口もそうなのです、鴻巣駅でいったら。西口だって、かえって、下になってしまっているせいで、人が入りづらいのです。だから、皆さんよそで用を足していると思うのだけれども、そうすると本来の設置目的の意味がないではないですか。何とか改善できないのかなということでも以前も言ったと思うのですけれども、何かお考えが変わったのでしょうか。

（都市建設部参事兼都市計画課長兼産業団地プロジェクト課長）お答えさせていただきます。

鴻巣駅東口及び西口については、確かにおっしゃるように老朽化もさることながら、入って景観というかも見渡して薄暗いような、そのような

イメージがあるのかなと思います。おっしゃるように、利便性に関しましては、一部時代にそぐわない面も場合によったらあるのかもしれませんが。ただ、必要である施設は間違いないので、その更新のタイミングについては、当然財政的な面も考慮しなくてははいけませんので、その辺の裏づけがある程度確保できることと、さらに設置する場所、既存のところを壊して新たに造り直すのか、あるいはほかの場所が適当なのかというところも、設置場所並びに財源の確保というところも踏まえつつ検討していく必要があるかと思います。したがって、これにつきましては今後も引き続き課題として捉えていきたいというふうに考えております。

以上です。

(秋谷) もし分かったらでいいのですけれども、東口は設置してもう何年になるでしょうか。西口は最低限、私が初めて選挙やってからだから、もう20年以上は間違いなくたっているのだけれども、もう相当老朽化していると思うのです。設置して何年か、もしお分かりになればお答えいただきたいと思います。

(都市建設部参事兼都市計画課長兼産業団地プロジェクト課長) 手元にある資料では、多目的トイレといたしまして、鴻巣駅の東口につきましては平成7年、西口につきましては平成2年というところで捉えております。

以上です。

(秋谷) そうすると、西口についてはかれこれ33年、東口についてはもう28年だ。そろそろ何かしらご対応をお考えしていただきたいと思うのですけれども、どうです、部長。何か当たってもらえないですか。

(都市建設部長) 先ほど都市計画課長のほうからも話出ましたけれども、やはり費用もかかるというところもありまして、実際には今後、東口ですとエレベーターだとかというのも今設計というか、基本計画を今やっている、これから発注というところにはありますけれども、いろいろな事業を抱えている中で、どれが一番優先しなくてはならないのか、その辺やっぱり選択と集中というのは必要なのかなと。その中でトイレがど

ういう形で上がってくるかというところになるかと思うのです。当面は今のトイレを維持管理しながら使っていくという形なのかなというふうに考えています。

(秋谷)次が303ページに行きます。三谷橋大間線の2期と3期、両方併せて伺いますけれども、2期工事はもうほぼ完了したと私の中では認識をしているのですが、まずその認識でいいかどうか。要は残りが、まだやらなければならないことが残っているのか、残っていないのか、その確認と、あと3期でかけた測量というのはどこのことを言っているのかな。ちょっとその辺りをお話しいただきたいのだけれども。

(道路課副参事)お答えします。

2期工事につきましては、もう既に鴻神社前の交差点まで工事のほうは完了しております。

以上です。

(道路課副参事)3期工事の令和4年度用地測量業務委託なのですけれども、荒川左岸通線から上尾道路までの道路建設のために必要な用地を取得するために、土地の所有者や地目など土地に関する情報や土地の境界等について調査、測量を行って、土地の境界の立会いをしました。

以上です。

(秋谷)そうすると、3期の測量の関係でお伺いしますけれども、おおむね地権者の方々は事業にご理解をいただいているような状況だったのかどうか。

(道路課副参事)去年度用地測量で地権者、個別に境界立会いなもので、会いました。事業の今後のスケジュール等もお話しした中で、皆さん賛同していただけるような状況でございました。

以上です。

(秋谷)事業スケジュールを改めてご説明していただいていたいいでしょうか。事業認可までどれくらいなのか、あるいはその先に上尾道路との、要は交差点の話も当然出てくるだろうし、上尾道路の進捗もうまく考えながら進めないと駄目なところもあるのかなと思うし、あとは鴻巣高校のそばの埋蔵文化財が何も出てこないことを望んではいるのだけれど

も、そういったところでもし何かしらお知りになっていることがあったらお話しいただきたいのだけれども。

(道路課副参事) まず、1つ目なのですけれども、スケジュール的なものなのですけれども、今年度用地測量した結果を基に物件調査の委託業務を発注しまして、これらの調査が完了次第、来年度以降、用地買収や物件補償を進めていきたいと思っております。

また、この3期の事業なのですけれども、終点部、国が進める上尾道路となっているのですけれども、まだ上尾道路の開通の状況を国からお知らせいただいておりますので、開通に合わせて効果が発揮される事業です。それなので、現時点においては国のスケジュールもらっていないのですけれども、供用開始や事業終了年度についてはちょっと今言えないのですけれども、円滑に事業の実施が図れるように国とまた今後とも調整していきたいと思っております。

あと、埋蔵文化財の関係なのですけれども、埋蔵文化財の近くの用地買収以降、道路用地、埋蔵文化財があるかどうかの用地の調査も今後しなければいけないと思っております。

以上です。

(秋谷) 最後の埋蔵文化財のところ、上尾道路で箕田の踏切と旧中山道の間か、あと旧中山道から糠田境というのかな、登戸境のところ、いろいろ調査をしているけれども、一度見つかりと平気で3年、4年、発掘調査かかってしまうのではないですか。そうすると、調査というものが本当に必要なのか、必要ではないのかというのを早めに何かしら判断をしないと、上尾道路がいよいよこうなりますよ、では三谷橋をやりましょうといったときに、ここで出たら、そこで3年も4年も止まってしまわないかと私は心配をしているのです。その辺り、先にというのもなかなか難しいところもあるのかもしれないけれども、この埋蔵文化財のところだけ何かしらの考えを示していかないと、うまく接続できないと私は思うのです。どう思われます。

(都市建設部参事兼道路課長) 委員のおっしゃるとおり、平右衛門遺跡に関しては平成31年から令和5年までの遺跡調査、宮前の遺跡に関しま

しては令和3年から令和6年までの調査という形で今調査をしております。その中で、埋蔵文化財につきましては、いろんな法律に基づいて、国の機関と、県の機関と、県の教育委員会ですか、と調整しながらやっている状況がございます。なので、発掘がもしあった場合には、またその関係機関と調整しながら、スムーズに進むように努めてまいりたいと思います。

以上です。

(秋谷) ですので、早いところ手をつけて、早いところいろんなところと、もし見つかった場合調整しなければならないからということなのです。早くやるお考えってないのですか、あの辺りの調査を。

(都市建設部参事兼道路課長) 委員のおっしゃるとおり、ちょっと今後検討しながら、早めに進めるように検討してまいりたいと思います。

以上です。

(秋谷) 309ページで、大間近隣公園の整備事業のところ、先ほど植樹の関係では植樹のほうで伺ったのですけれども、利用状況とかどうでしたでしょうか、令和4年度は。大変眺望のいいところで、周辺に、あるいは近隣と言ったほうがいいのか、方も結構ご利用しているようなイメージを持ってはいるのだけれども、何かしら利用者の声みたいなものがありますでしょうか。あと、遊具に関して、もしあれば。

(都市計画課副参事) お答えします。

今年度の6月3日に大間近隣公園はオープンしました。利用者、当初結構いらっしゃって、楽しんでいただけたのかなと思うのですけれども、利用者の声としては、こういった大きい公園ができてよかったというような声は多くいただいております。

それと、遊具に関してなのですけれども、今回インクルーシブ遊具、障がいを持った方たちも一緒に遊べるような遊具として設置させていただいたのですけれども、こちらのほうで公園を確認に行ったときに、ちょうど使われていた方がいらっしゃって、この近辺にそういった公園がなかったの、とてもうれしかったというような声はお聞きしております。以上です。

(秋谷) 委員長がインクルーシブ遊具はたしか一般質問していたようなイメージがあるから、評判がよくて何よりです。

あとは、最後に317ページの空家等適正管理事業の中で、空き家の解体工事の補助金が60万円で2件分出ているのですけれども、この内容を伺っていいでしょうか。

(建築住宅課長) 空家適正管理事業の補助金、2件ということで60万円交付のほうをさせていただいておりますけれども、こちらのほう、交付に当たりまして、交付申請の前段階で事前調査というのをさせていただいて、建物の老朽度が一定の、これ点数づけさせていただいているのですけれども、点数を超えた、そういう老朽化されたものが申請の対象ということになっておりまして、この事前の申込みは4件あったのですけれども、そのうちの2件が60点を超えて対象になったというような状況です。(P.38発言訂正あり)

個別に申し上げますと、1件は専用住宅で2階建て、昭和50年の建築のものでございます。もう一件につきましては、やはり専用住宅で、こちらは平家建てで、こちらは建築年数は不詳ということになってございます。

以上です。

(秋谷) その2件の空き家というのは、空き家の定義で2種類あるではないですか。本来ここでいうところの空き家と、そうでない、そうでないというのも変な言い方だけれども、我々一般の方から見たら、あれ空き家ではないかというのは、こちらでいう空き家ではないではないですか。言っている意味分かるかな。

(委員長) 暫時休憩いたします。

(休憩 午前10時44分)



(開議 午前10時45分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(秋谷) そうしましたら、今回は特定空家ではないというお話のようなので、具体的に4件申請があった中のどこで線が切れたのでしょうか。

2件は採択されて、2件は駄目だったという理由は。

(建築住宅課長) 特定空家につきましては、まず基本的には管理されていないような空き家を対象になってくると思うのですけれども、勧告なり受けたものが特定空家というふうな形になるのですけれども、こちらの空き家の補助金の対象になるものは、そういった管理されているとか、されていないとかという観点ではなくて、建物の老朽度によって判定しておりまして、老朽度の判定基準というのも要綱で決めているのですけれども、そちら住宅土地改良法という法律に基づいたそういう判定基準がございまして、そちらのほうを基に、建物の基礎の状況ですとか、外壁とか、屋根の状況とか、そういった項目ごとに点数を判定しまして、点数をつけて、それが合計で60点を超えるようですと老朽しているということで補助の申請の対象になるというような形になっています。以上です。

(織田) では、2点ほど質問させていただきます。

288ページ、建築住宅課の建築行政関連協議会事業について、8万9,000円、お聞きします。まず、この事業の内容と、それから協議会の人数、またどのような方がその協議会に参加されているのかお知らせください。

(建築住宅課長) 建築行政関連協議会につきましては、費用のほう、大きく5つの会議等がございまして、1つが日本建築行政会議、2つ目が関東甲信越建築行政連絡会議、3つ目が埼玉県特定行政庁連絡会議、4つ目が全国建築審査会協議会、5つ目が彩の国既存建築物地震対策協議会となっております。それぞれ特定行政庁として事務を行う上で必要な調査研究とか連絡調整等のために研修会とか視察会、研究会などを行っており、そちらにかかるような費用となっております。以上です。

(織田) 日本、また関東、埼玉、全国、彩の国と、5つの協議会で協議をしているということですが、これはそこに入っているメンバーというのは、例えば鴻巣市とか、埼玉、県、また彩の国のほうで行かれると思うのですが、どのような市がどのような形で、また順番とかあって行か

れるのかどうかお聞きします。

（建築住宅課長）日本建築行政会議、関東甲信越建築行政連絡協議会、また埼玉県特定行政庁連絡協議会、こちらにつきましては、鴻巣市も建築主事を置く行政機関として特定行政庁という位置づけ、建築基準法でそういう基準がございますが、そちらの特定行政庁という位置づけになっておりまして、ほかの行政庁でも同じように特定行政庁という形で業務を行っている行政庁が日本全国ございますが、そちらのほうは全部加盟しているような、そういう会議になっております。

（織田）すみません、ちょっと私これ初めて聞く内容で、よく理解していないと思うのですけれども、この大きな団体、5つの会で会議を開く、その業務内容というのは、どのようなことを話す。やっぱり建築関係のお話なのでしょうか。

（建築住宅課長）会議ではいろいろなことが議論されておるのですけれども、主に建築基準法、法律がございますけれども、そちらの法律の規定だけではちょっと判断できないような細かい取扱いですとかそういった、新しいいろんな事例が、建物の用途にしても、どんどん時代時代出てまいりますけれども、そういったものを協議して、基準法の中での取扱いとか、そういったものを話し合っていくような、そんなような会議になってございます。

以上です。

（織田）それでは最後に、296ページの河川水路維持管理事業について、812万3,728円、これについてお聞きしたいのですけれども、この河川水路維持管理事業について、具体的に説明をお願いいたします。

（道路課副参事）お答えします。

河川水路維持管理事業につきましては、鴻巣市内にあります市で管理しております調整池等が25か所ございます。そちらのほうの維持管理にかかる費用等になっております。

以上です。

（織田）25か所、調整池って今おっしゃいましたっけ。

（道路課副参事）市で管理しているものは、調整池、下水道計画によっ

て造られている雨水調整池のほかに、開発事業に伴って市のほうに帰属されている調整池が25か所ありまして、そちらの管理にかかる費用でございます。

(織田) 管理内容について教えてください。

(道路課副参事) お答えします。

主なものとしましては、吹上地域になりますけれども、吹上団地の南側にあります調整池、そちらに対する除草や清掃関係、あとはポンプ施設が備わっている調整池がございますので、そのポンプの維持管理にかかる点検費用や修繕費用となっております。

以上です。

(織田) 今年は何か物すごく暑くて、公園でもどこでも草が物すごく伸びて、多分例年よりも除草が大変だったのではないかというふうに考えているのですけれども、この除草作業というのは定期的にどこかに委託してやられていると思うのですが、そのほかに結構ごみ、大型ごみとか、周りにあることはありませんか。

(道路課副参事) 道路上や調整池、水路等にごみの不法投棄等の連絡を受けることはございます。そのものにつきましては、基本的には市の職員のほうが直営作業で撤去等は行って、維持管理には努めております。

以上です。

(委員長) 暫時休憩いたします。

(休憩 午前10時54分)



(開議 午前10時54分)

(副委員長) では、休憩前に引き続き会議を開きます。

(橋本) では、通告しておりまして、何点か質問させていただきます。まず、286ページ、287ページ、道路台帳整備事業、私も久々にまちづくり委員会なので、ちょっと言葉もよく、単語もよく分からないのですが、数値・地籍管理業務委託料というのを、ちょっと内容を教えてくださいたいと思います。

(都市建設部参事兼道路課長) こちらの数値・地籍管理業務委託に関し

ましては、川里地域の国土調査のデータを更新する業務委託となっております。

以上です。

（橋本）これは、ずっともう毎年毎年継続しているものなのでしょうか。

（都市建設部参事兼道路課長）こちら、昭和62年から平成11年まで川里町時代に実施しました国土調査の登記内容を更新する作業でございまして、分筆、合筆、所有者、地目等の変更があった場合に行うデータ更新となっております。こちらは、毎年行わないといけない業務となっております。

以上です。

（橋本）これ川里以外の地域でも同じようなものを行っているということで理解してよろしいのでしょうか。

（都市建設部参事兼道路課長）こちらはあくまで国土調査という国の調査のもので行った地域でありまして、ほかの地域ではこのようなものはやっておりません。ただ、エリア査定というものがございましてけれども、そちらは市街化区域のほうで以前行っていた経緯がございまして。

以上です。

（橋本）分かりました。

あと、道路台帳整備事業、以前まだまだ全部完成していないと聞いたのですけれども、今はもう全て完成をしているということで理解してよろしいのでしょうか。

（都市建設部参事兼道路課長）道路台帳整備事業といいますと、こちらのほうが、例えば道路を拡幅したり、あと今回も認定、廃止という形で現場を見ていただきましたが、そちらのほうの例えば変更があった場合には、その道路台帳の整備という形で測量等を行いまして、議会のほうで議決をしていただいております。その後、交付税として返ってくるものもございまして、そこら辺の調査がございまして、毎年道路台帳整備のほうは行ってまいります。

以上です。

（橋本）続きまして、300ページの駅施設等維持管理事業、これも前任者

もやられていまして、予備調査委託料、これエレベーターの調査委託料ということでありまして、これも本会議でも前任者もやられたので、理解したのですけれども、このエレベーター、今これ設計調査ですか、あと何年後に大体できるのか、それちょっとお伺いしたいと思います。

（都市計画課・産業団地プロジェクト副参事）お答えいたします。何年後というふうには申し上げられないのですけれども、今年度、基本設計業務を経て、次に詳細設計業務を行います。その後に建築を、整備を開始する予定となっております。以上です。

（橋本）なかなか何年後って難しいかと思っておりますけれども、これ確認ですけれども、今、夜中とか朝乗れないということで、エルミの、エルミでしたっけ、エレベーター使えないよということで新しくすると思うのですけれども、これはもう24時間使えるという前提で造っているということで理解してよろしいのでしょうか。

（都市計画課・産業団地プロジェクト副参事）おっしゃるとおり、24時間稼働を前提にしております。以上です。

（橋本）続いて、302ページですか、荒川左岸通線、これちょっとお聞きしたいのですけれども、今大変、分家通りというところが混んでいて、一日でも早く開通をしていただきたいのですけれども、今の現状をちょっと教えていただきたいと思っております。

（都市建設部参事兼都市計画課長兼産業団地プロジェクト課長）現状についてですけれども、令和4年度から5年度にかけて道路の実設計業務及び用地測量業務を実施しているところでございます。用地測量業務を行うに当たりまして、地元住民、いわゆる地権者、測量の対象となっている方たちに対して説明を行った上で測量業務に着手をしているところでございまして、実施設計業務と用地測量業務は現時点では完了しているような、そんなような状況となっております。以上です。

(橋本) これもちよっと難しいと思うのですけれども、これ以前、上尾道路で市道が当たる部分、これを先にやって、その後に着手するというふうに理解しているのだけれども、その理解でよろしいのでしょうか。

(都市建設部参事兼都市計画課長兼産業団地プロジェクト課長) 本来であれば、実施設計業務及び用地測量業務が終わった後には、基本的には支障物件がどういったものがあるのかという調査、それと調査を行うということは用地を購入することを前提として行っているので、順次用地取得に向けた事務を執り行うのが一般的というふうに捉えております。しかしながら、今お話がありましたように、他の幹線道路等重要な路線というのはありますので、優先順位というのは、その辺は整理して精査する必要があるかと思えます。その点におきまして、現時点における荒川左岸通線の南側の延伸につきましては、具体的な整備スケジュールというものはまだ明確にお示しできるような状況ではないというふうに認識しておるところでございます。

以上です。

(橋本) 結構地元の方から、いつできるのだ、いつできるのだかという要望が多くて、私と金子委員は大変困っている状況なのでありますけれども、そうするとまだまだ先だと。10年以内にはできるかと、そのくらいの返事もできるかどうか、ちょっとお伺いしたいと思うのですけれども。

(都市建設部参事兼都市計画課長兼産業団地プロジェクト課長) なかなか難しいご質問なのですけれども、明確に何年度から用地買収に着手できるということがお示しできれば一番、そうすることによって事業完了年度というのはおおむね見えてくるかと思うのですが、現時点におきましては具体的に用地買収を何年度から開始するということをお示しできるような状況ではないというところでございます。

以上です。

(橋本) 分かりました。そうすると、今現状で荒川左岸と分家通りがぶつかるところ、とても危ないのです。また、そこから左へ行って県道に行く道もとても危ない。まだまだ荒川左岸できないのであれば、そうい

うところの安全対策ってこれからどのように考えていくのか、ちょっと伺いたいと思います。

（都市建設部参事兼都市計画課長兼産業団地プロジェクト課長）今のご質問について、まず1つ目なのですけれども、荒川左岸通線から分家通りにぶつかります。今左折の話でありまして、ちょっと話それるのですが、右折のほうも若干狭くなっているわけなのですけれども、そちらのほうは今年度から分家通りと同等の幅員を確保できるような道路改良事業に着手する予定となっております。

一方で、今ご質問がありました左折、県道に向かった整備、安全確保につきましても、道路課のほうと協議をさせていただいた上で安全対策に、現時点では安全対策が不足しているという認識はないのですけれども、交通渋滞であったりとか、通学路としても利用されているかと思imasuので、それについては配慮してまいりたいというふうに考えております。以上です。

（橋本）そうすると、荒川左岸から分家通りで右に曲がるほう、ここを拡幅すると。これはいつ頃の予定なのですか。

（都市建設部参事兼都市計画課長兼産業団地プロジェクト課長）今年度から用地買収に着手する予定となっております。買収が順調に進むことが前提であれば、買収が完了して物件が除却されて、その後工事というふうな流れになっていくものと認識しております。

以上です。

（橋本）そこも拡幅されると、だんだん広がると、スピードを出す方がいらっしやって、本当にまたあそこら辺危ないのですけれども、ぜひ、信号ができるかどうか分かりませんが、ちょっとそれは努力していただきたいなと思っております。

では、次、304ページ、305ページの公園整備奉仕活動団体助成事業と、どっちか分からない、公園維持管理事業ですか、これで本会議でも他の議員が質問していましたが、これについてちょっと再度詳細を教えてくださいたいと思います。

（都市計画課副参事）お答えします。

公園整備奉仕活動団体のご説明ですが、この団体は各自治会の奉仕活動に熱意のある7人以上で構成された組織が主となっております。今回のこの奉仕活動の報償金として払った団体としては、令和4年度39団体へ支払っております。

以上です。

(橋本) この奉仕、除草作業等が多いと思うのですがけれども、奉仕活動というのは一体どんな、除草作業以外にどんなものがあるのか伺いたいと思います。

(都市計画課副参事) 主に清掃活動、これが毎月1回以上。これは、鴻巣市公園整備奉仕活動推進要綱がありまして、その中で清掃活動が毎月1回以上、除草活動が5月から10月までの間3回以上、その他、緑化その他の活動として、それは市と協議して行ってくださいという内容になっております。

以上です。

(橋本) これ、そのボランティア、7人以上の団体に、今の活動をして、毎年幾らぐらいお支払いしているのでしょうか。

(都市計画課副参事) 報償金については、各団体の管理する公園の面積によって変わります。500平米未満が1万円、それから平米数によって金額は変わるのでありますが、平均すると1団体に2万5,000円ぐらいの内容でお支払いをしております。

以上です。

(橋本) これ私たちが公園を今清掃して大変なのですがけれども、だんだん皆さんこういうボランティアの活動している方も高齢化してきて、清掃作業も除草作業ももうめっちゃくちゃ大変で、もうへろへろになっている方もいらっしゃると思うのですがけれども、大体これこの39団体でしたっけ、これは増えているのですか、減っているのですか、この方たちは。

(都市計画課副参事) 平成30年度が41団体ありました。そこから今、令和4年度末で、令和4年度の途中で1団体抜けて、令和4年度の最終的な団体数としては38団体、緩やかですが、減っている状況であります。

以上です。

(橋本) その減った団体というのは、理由は確認しているのでしょうか。

(都市計画課副参事) 皆さんの高齢化によって、やっぱり作業がちょっとつらくなってきたというのが一番の理由となっております。

以上です。

(橋本) 分かりました。

あと、いろんな公園が今、多分こういったボランティアの方もいても、いなくても、かなり草ぼうぼうになっている状況が見られると思うのですけれども、基本的にそういった公園の除草作業、ボランティアではない、市で行っているところは年間どのくらい除草作業するのでしょうか。

(都市計画課副参事) 基本的には業務委託によって公園の除草作業を行っていただいております。主にシルバー人材センターに委託をしているのですけれども、公園数もかなり多いので、ローテーションを組んで、適切な時期に除草作業を行っていただいているのですけれども、やっぱり公園によっては伸び具合がかなり変わってくる場所もありますので、そういった場合はローテーションを変えて、なるべくそういったところを優先的にやっていただくようにしていただくのと、それでも追いつかない場合は市職員などによって除草作業を行っています。

以上です。

(橋本) それでは、最後に316ページの空家等適正管理事業、これ前任者もいろいろ質問されたのでありますけれども、もともとこの2件、今回2件ということですのでけれども、もともと何件の予定の予算組みをされていたのでしょうか。

(建築住宅課長) 予算につきましては、こちらの補助金の交付の上限額が1件30万円になるのですけれども、こちら10件分で300万円を予算として計上させていただいております。

(橋本) 10件分の予算組みして2件というのはかなり、市内見ればかなりの数の空き家で、さっきの老朽化の点数ですか、60点、見るからにひどい、結構ひどいのではないのというのがかなりありますけれども、その中で2件しかこの費用が発生しなかった。それというのはどのように捉えていますでしょうか。

(建築住宅課長) 10件程度は予定はしていたところなのですが、結果2件だったというのは非常にやっぱり少なかったなどは認識しておりますけれども、今の点数づけ、そちらがちょっと非常に老朽度の点数が厳しいという見方もあるかもしれないのですが、空き家の中でも通常の流通する形での空き家についてはご自分の費用で解体される方などもありますので、その辺のところの公平性なども加味して、この辺の基準の点数を設定させていただいたところですので、令和4年度についてはちょっと申請少ないかなとは思っておりますけれども、今後また、これ令和4年の6月1日から始まった制度ですので、今後の推移をちょっと見ながら検討してまいりたいと考えております。

以上です。

(橋本) 随分少ない、4件申請ですか、それ自体も少ないような気がするのですが、こういったものは周知方法、やっぱりみんな知らない方も結構いらっしゃるのではないかと思います。周知方法についてこれから何か前向きな考えがあるかどうか、ちょっとお伺いしたいと思います。

(建築住宅課長) この制度、先ほど申し上げたように昨年6月から始まっているのですが、そのときにホームページや広報のほうでお知らせはしておりますけれども、この内容についてまた引き続き広報などで定期的にお知らせするというようなことを行っていきたいと考えております。

以上です。

(橋本) 空き家には所有者が、各いろんな、本市にいない方も結構多いと思うのです、ただ持っているだけで。そういう方が圧倒的に多いと思うのですが、そういう方に対して、本市はこういったこと、事業やっていますよということでプッシュ型で、はがきなり手紙なりを送るとか、そういうことをして前向きにできるかって、そういうことは可能でしょうか。

(建築住宅課長) 今も年間100件程度苦情等いただいております、そういった物件につきましては個別に所有者の方をお調べして、その方に現

状の状態の写真等をつけまして、あといろいろな資料、解体に向けての資料をお送りしているのですけれども、そのような中にこの補助金の制度についても一緒に入れて、今お送りしているような状況にありますので、今後ご活用いただければと考えております。

以上です。

(副委員長) 暫時休憩いたします。

(休憩 午前 11 時 13 分)

(開議 午前 11 時 13 分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(建築住宅課長) すみません、発言の訂正が1点ございますが、よろしいですか。

(委員長) どうぞ。許可いたします。

(建築住宅課長) 発言の訂正がございます。ページ番号316ページの空家等適正管理事業につきまして、先ほど秋谷委員のほうからご質問いただいたときに、私のほうで事前審査の申請が4件というふうに申し上げたのですけれども、正しくは事前審査は8件ございまして、そのうち4件が60点以上を上回りまして申請の対象になってございます。なったのですけれども、実際に交付したのはそのうちの2件と。4件申請があったのですけれども、2件は取下げというような状況になってございました。おわびして訂正申し上げます。よろしく願いいたします。

(委員長) ただいまの訂正についてはご了解願います。

なお、字句その他の整理については委員長に一任願います。

以上で質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。

初めに、反対討論はありませんか。

(なし)

(委員長) 次に、賛成討論はありませんか。

(なし)

(委員長) これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。採決は挙手で行います。

議案第77号 令和4年度鴻巣市一般会計決算認定についてのうち本委員会に付託された部分について、原案のとおり認定することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

(委員長) 挙手全員であります。

よって、議案第77号は原案のとおり認定されました。

暫時休憩いたします。

(休憩 午前11時16分)



(開議 午前11時28分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、議案第79号 令和4年度鴻巣市農業集落排水事業特別会計決算認定について、これについて執行部の説明を求めます。

(説明省略)

(委員長) 以上で説明が終わりました。

これより質疑を求めます。質疑はありますか。

(秋谷) それでは、何点か伺っていきます。

まず、監査委員の審査意見書を見させてもらいましたけれども、処理区域内人口がだんだん、だんだんと少なくなってきました。そういう意味では農業集落排水事業自体の効率というものは、ある意味悪く、悪くなっているという言い方は変なのか、過大な投資をしても、残念ながら人口がそんなに爆発的に増えるエリアではないですから、そういう観点からいくと、抜本的にやっぱりこの辺りそろそろ、この事業自体の経営の在り方をはっきりさせたほうがいいのではないかなといつも思うのです。2年ぐらい前の決算のときには幾つかその当時の課長さんから、例えば公共下水道事業に接続するの一つ、あるいはこの事業というよりも、みんな合併処理浄化槽に移ってもらうのも一つ、4パターンぐらいお答えをいただいたのだけれども、今でもまだその判断ってできないのでしょうか。何かしら一つ一つでも進めていかないとじり貧になってし

まうのではないかと思いますけれども、いかがでしょう。

（上下水道部参事兼下水道課長）お答えいたします。

各施設の老朽化に伴いまして今後の施設運営をどういうふうに行っていくかということで、使用料収入も含めた形で当然検討していかなければいけないという中で、秋谷委員おっしゃってございました数年前の議会の中で、施設の在り方につきまして、現状維持でいくのか、地区を統合するのか、公共下水に接続するのか、またあるいは合併浄化槽に切替えて検討していくということで以前にお答えした経緯があったと思うのですが、その後の現状なのですからけれども、今現在そういったことで検討している最中にはあるのですが、ただその中で公共下水の切替えということも中にありましたので、今現在は、公共下水道へ接続した場合、当然財産の処分であったり、そういったいろんな課題がございますので、その辺について関係部署、例えば埼玉県農村整備課であったり、そういったところと、県と事前に相談を進めているところでございます。ということで、今現在もはっきりとした、こういったやり方でやっていくということはまだ結論は出ておりません。そういった状況です。

（秋谷）部として結論というものをどこかで出さないと駄目だと思うのです。それが今のところは結論出ていないということなのだけれども、例えば何年後までに、これについてはいろんな可能性を調査した上で、さっき言った4つの可能性というものを一つ一つ潰していくというか、あるいは部分的に移行できるものは移行する、どうしても無理なものは無理。確かに施設が動いているうちは、それを細々と使えば、それはいいでしょう。確かにもつかもしれない。もつかもしれないけれども、結局公営企業に移ったって一般会計からお金が入らなければ、もう維持できない状況ではないですか。それは、ある意味、さっきも言ったように、人口が少なくなると施設の規模が変わらなければ、それだけ多くの負担を一般会計から入れない限りは回らなくなってしまうという意味なのです。そしたら、ある意味そこが足を引っ張ってしまうわけです、全体的なお金のやりくり上で。だから、どこかで必ず結論は出さなければならぬ。部分的にでも。全体は無理だとしても。例えば上会下は上会下で

ちょっと別の要因があると。郷地安養寺は比較的こちらの市街地に近いほうだから、では郷地安養寺の部分だけはやろうと。公共下水に接続してしまおうと。笠原第一、第二のところは、取りあえず1つの施設でしっかりしたもので対応しようとか、そういう何かしらの、プランまではいかないけれども、部内での考えというものをお持ちになったほうがいいのではないかと思うのですけれども、いかがでしょうか。部長さんでも副部長さんでも結構だけれども。

(上下水道部副部長) 部としてのこちらの農業集落排水施設、今後の在り方、方向的なものなのですからけれども、今先ほど下水道課長のほうからさらにやはり財産処分、また現在の県との相談をしている最中ということがあって、はっきりとした方向というのを、これといった方向というのを100%現状ではお示しができないのは実情のところでございます。今後またさらなる検討をしながら、先ほど申し上げました公共下水道の接続であるとか、また場合によったら合併浄化槽へのまた切替えだとか、そういったことをさらに突き詰めながら検討を進めてまいりたいと考えております。

(秋谷) では、その件はいつかまたお答えをいただくとして、先ほど、私が今見ているのは監査委員の意見書を見ているのだけれども、年間総処理水量というのがあるではないですか。令和3年度に比べて令和4年度が処理量が増えた理由というのは何だろう。例えば下水道であったらば雨水が流入している、あるいはコロナ禍であったら在宅勤務者が多かったみたいな、そういった理由は分かるのだけれども、農業集落排水で処理区域内人口が減ったにもかかわらず年間の総処理水量が増えた理由というのは何なのでしょう。

(委員長) 暫時休憩いたします。

(休憩 午前11時46分)

(開議 午後零時58分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

答弁をお願いいたします。

(上下水道部参事兼下水道課長) 午前中の秋谷委員からの処理水の増加についてということですが、増加の要因につきましては、年間降水量の増加が要因と考えております。ちなみに、令和3年度の年間降水量が1,076ミリとなっておりまして、令和4年度につきましては年間降水量が1,272ミリとなっております。

以上でございます。

(秋谷) 原因が不明水というか、雨水なら雨水で……

(委員長) マイク近づけてもらえますか。

(秋谷) それはそれで全然いいのですけれども、結局その農業集落排水自体がどんどん、どんどんこれから管渠を入れて拡大していく事業であったら、例えばそういう雨水の流入だの何だのというのは、例えば下水道なんかは入れて、あとスコープというか、管渠の検査をしたりして止めることってできるではない。でも、農集でいったらそこまでのことはできないわけだ、単純に言ったら。そしたら、どんどん、どんどん設備に対する負荷はいっぱいかかってくるわけで、その分設備のコストがかかって、やっぱりこの事業自体に無理がきてしまうよね。それなら一番最初の議論で早いところ何とかして、農集の将来の在り方というものを出さないと駄目なのではないですかということになってしまうのです。実際その不明水がどこからなんて調査できないでしょう。

(上下水道部参事兼下水道課長) 実際4つの施設がございますが、その中でもそういった不明水が多いと想定される場所につきましてはどこの処理施設だということは、大体把握はできているというような状況です。

(秋谷) 大体。

(上下水道部参事兼下水道課長) すみません。その浸入水が多いと思われる施設については、どこの施設が多いということは把握はしています。

(秋谷) しているのだとしたら、その対処というものは何かできるのですか。

(上下水道部参事兼下水道課長) 実際その流入水が多い場所の施設につきましては、4つの施設がある中で笠原第一処理施設ということで把握はできているような状況でございますが、公共と同じように本来であれ

ばそういった不明水対策を行うのが望ましいと考えているところなのですけれども、実際、財政面であったり、いろいろな面でちょっと難しいところがございますので、今後、実際予算書でも農業集落排水管渠維持管理事業の中で委託料におきまして管渠内清掃調査委託料ということで、こちらは突発的に何かあった場合のそういったカメラで調査をして、そういった清掃を行うことで予算化しているわけですがすけれども、今後につきましては、当然予算、財政面等もございましてすけれども、そういった調査を行っていくような検討も必要かと考えております。

（秋谷）では、決算書のほうに入りまして、459ページの施設の使用料のところの滞納繰越しのところで不納欠損が7件分、3万4,020円か、これは5年の時効と言ったらいいのかな、関係で落としたということなのだけれども、残りの収入未済のところでも、これは年々年々追っかけて落としていく形になっていくのでしょうか。さっき例えば市営住宅のほうで、一般会計のほうで聞きましたけれども、問題は料金が支払えない家庭に対して要は適切な方策をちゃんとケアしているかどうかというのを聞きたいのです。

（経營業務課長）農業集落排水の使用料につきましては、水道料金と合わせて徴収をしております。一定の督促、催告等を通じてお支払いのほうをお願いしているのですがすけれども、生活困窮ということであれば納付相談も含めて、徴収員は福祉部門のパンフレットを持っていますので、手元にですね、もし納付が困難ということであれば福祉課につないだりとかをしていますし、徴収に当たっては水道と合わせて督促、催告という形で使用料の回収に努めています。

以上です。

（秋谷）例えば3万4,020円、今回不納欠損になったご家庭の家庭状況なんていうのはどんな感じなのでしょう。例えば1人でご高齢の方がお住まいであるとか、そういったいろんな状況を考えて、例えばご家族という者がもしいれば、ほかのエリアにでもいれば、やっぱりそういった方にご相談を何とかしていただくようなことを考えないと、要はこういう料金って、税も同じですがすけれども、同じところの住民に不公平感があつ

ては駄目なのです。何で俺が払っているのにあいつは払っていないということでは駄目なのです。だから、あえてこんなことを言うわけです。だから、そういう状況を踏まえて、何かしらその対応というものをちゃんと取らないと、周りの人たちの中で、特にこういう集落の中は、これは勝手な推測になってしまうけれども、いろんな話が飛んでしまって精神的によくはない場合もあるので、だから適切にいろんなアドバイスをしあげないとよろしくないということではあるけれども。どんな家庭状況ですか。不納欠損されたお宅の環境。

（経營業務課長）不納欠損になった状況なのですけれども、無断転出によって不納欠損になってしまったというのが実情としてあります。

以上です。

（秋谷）そしたら、こちらの収入未済の関係もそういった方が多いのですか。こっちのほうの状況はどんな感じですか。

（経營業務課長）そちらの方の詳細はちょっと把握はしていないのですけれども、これは一般会計ですから、5月30日現在でまだ納めていない方でございますので、もちろん水道と合わせて徴収しておりますので、納税交渉の中で納めるような形を取っていますので、この方が今どういう形になっているのかについてはちょっと現状は把握はしていないのですけれどもという状況でございます。

（秋谷）463ページで公営企業会計の移行事業のお話が出ていますけれども、現状どういった段階まで今進んでいる感じでしょうか。進行具合って言ったらいいのかな。

（経營業務課長）お答えいたします。

令和3年度、4年度、5年度ということで作業を進めてきました。令和3年度、4年度にかけて固定資産の評価とか、あとどういう条例を立てたらいいのかなど事務を進めてきました。何せ平成の初めの頃事業化した事業でございますので、契約書と図面が、設計書がばらばらにあったりとかすることもありますので、まずは資産の調査を3年、4年とかけてきました。今年度におきましては、12月に農業集落排水事業の特別会計の条例が制定できるように、どういう条例を立てたらいいかとか、ど

の条例を廃止したらいいかとか、あと資産の状況についても、これは来年の3月の予算になりますけれども、その時点には下水道と同じような公営企業の形で予算書が作れるように進めているところです。

以上です。

（秋谷）公営企業会計にするという理由がたしか経営状況の見える化というのかな、事業全体の、そういうのを目的としていたはずだけれども、実際に公営企業会計に移ったときに、今現在でだよ、どのような、数字的に、例えば経営の状況が何かしらと比較して、いい、悪いという、そういう判断をするラインがあるわけですよ。見える化をするためということ。見えて、ただ単に、ああ、数字が見えたねだけのためにやるわけではないでしょう。実際は、それでどういったことを経営の中で考えていかなければならないのだというのを考える上のものにするわけでしょう。今現在の状況だと、担当からした場合はどのような形になると想像できますか。ちょっと抽象的過ぎるかな。

（経營業務課長）まず、民間企業と同様な、公営企業ですけれども、民間と同じような複式簿記を使った会計形態になるのですけれども、ちゃんと損益計算書というのが作られて、営業収益と営業外の収益、営業費用と営業外の費用ということできっちり明文化されてきます。それで、施設を持って事業を運営していくわけなので、一定の公共的な余剰金というか、利益というのも満たさなければいけないと。それがきっちり企業会計になれば損益計算書という形で表れてくると。貸借対照表も同時に作られるのですけれども、その中でもちゃんと資産の状況、固定資産がこれだけあると。あと、流動資産、いわゆる現金がこれだけあるのだとか、負債についても長期にわたる負債がこれだけある、短期にわたる負債がこれだけあるということで、一般の企業と同じように財務状況が明らかになります。それで、あと公営企業、水道も下水も公営企業なのですけれども、そこと、事業は違うのですけれども、そういった比較もできますし、あと埼玉県、24団体、農業集落排水あるのですけれども、今ほとんどの団体で公営企業を進めています。そういうことから見れば、他団体との比較もできてくると。今回公営企業を進めた一つの要因とい

うのがやっぱり国から、人口減少ということもあって、施設の老朽化ということもありますので、国からこれまで強い要請という形になったこともあり、あと事業の推進に当たっては財政措置もあるということで今回に至ったという理由でございます。

以上です。

（秋谷）例えばもう施設が古いとなれば、例えば資本の部分はすごく目減りしてしまうわけではないですか。それで、例えば収益的収支のところでしたら、収益的な収入というのはいわゆる料金収入でしょう。でも、もう料金収入って減る一方なわけではないですか。何といたって人口が減ったり、あるいは世帯が減ったりしていく中で、どんどん、どんどんその部分は少なくなっていくますよね。でも、支出は変わらないわけだ、施設維持をしている以上は。そしたら、料金すぐ上げるみたいな話になってしまうのではないですか。そういうところの見通しが聞きたい。

（経營業務課長）今回の改正は、料金を上げることがまず目的でございません。まず、資産の状況、財政状況を明らかにすることになりますので、今委員のおっしゃったとおり、公営企業になればはっきり、料金収入がこれだけ、費用がこれだけ、ほかからお金がこれだけ入ってきているというのが本当に明らかになってきます。そうすれば今後料金ということについても原価計算という部分が必要になってくると思うのですけれども、そこはしっかり公営企業会計が明らかになった上で、きちんと議論はしていかなければいけないと思っはいるのですけれども、ただ農業集落排水については、水道メーターの計量、量で量っているものではなくて、人頭割といって人の数で料金を徴収している関係もあるので、一概に使用料という部分と直結しない部分もあるのですけれども、公営企業会計になった際については原価計算も含めたものについてもきっちり明らかにしていきたいと思っはいます。

以上です。

（秋谷）分かりました。

あと、最後に伺いたいのが465ページの上会下の非常用自家発電設備の更

新なのですけれども、自家発電設備ってそうそう簡単に、単純に入れ替えるものではないけれども、一体この設備更新して何年ぐらい過去のやつでいったら使って、それで今回更新して、また何年間ぐらい使用するお考えなのでしょうか。

（上下水道部参事兼下水道課長） こちらの上会下施設の自家発の関係なのですけれども、こちらの工事につきましては、まず設置後18年が経過した段階で月次点検の中でそういった故障が発生いたしまして、今回更新工事に至ったわけですけれども、一般的にそういった器具につきましては標準的な耐用年数が10年ぐらいというふうに考えているところでございます。

（秋谷） こういう大きい設備の更新のときこそ、本当に設備の更新になる前に、上会下は笠原第一、第二とか郷地安養寺とは全然別エリアなわけだから、では上会下だけはもう農業集落排水を維持するのだという考えの下に更新しているということだったら、全然もうそれはそれでいいわけ。でも、ただ単に設備的な問題で入れ替えてしまうというのは、計画性がない入替えなのです。当座をしのぐ、10年間なり20年間をしのぐためだけの入替えのお金になってしまうわけではないですか。そういったところを当然考えていないよね。こんな言い方したら失礼かもしれないけれども。

（上下水道部参事兼下水道課長） その上会下の壊れた当時につきましては、取りあえずそれを直さなければ運営に支障があるということで、そういった部品交換とかも検討した中で、そういった部品がないというような状況の中で更新という形でやらせていただいたということでございますけれども、今後そういった、上会下のこちらの施設につきましては、処理の方式が真空方式という方式を取っておりまして、笠原ですとか郷地安養寺については自然流下という形で処理する方法を取っております。ということで、上会下についてはほかの施設とはちょっと処理の仕方が違うものでありますので、先ほど委員がおっしゃったように地区的にも離れている状況もございますので、なかなか公共には接続は難しいのかなというところで、今後につきましては、現状維持もしくは機能改

修を今後行っていくといったものを検討していかなければならないなどというふうに考えております。

（秋谷）そういうお答えになるのは分かるのだけれども、前もって一番最初の段階からそういう心積もりで設備投資するのと、ただ単に目先でやらなければならないというのは、ちょっと類いが違うと思うのです。こちらの言いたいことは。いや、質問にならないから、終わり。

（小泉）全体のこととちょっと教えてもらいたいのですけれども、農業集落排水というのは4地域の集落の人たちの下水の処理を4施設で、専用の管というのですか、管渠というのがあると思うのですけれども、その施設を使って下水を処理しているということによろしいのでしょうか。ちょっと大きなくくりであれなのですけれども。

（上下水道部参事兼下水道課長）農業集落排水というのは、笠原第一地区と笠原第二、それから郷地安養寺地区、あと上会下地区という4つの処理の施設がございまして、そちらの一定のエリアの汚水の処理ということで、先ほど秋谷委員の質問のときにお答えしたものとちょっと重複するのですが、笠原第一と笠原第二、郷地安養寺については自然流下の方式を取りまして、処理場がありまして、そこで浄化槽施設で処理をした水を河川等に放流している。上会下地区につきましては、先ほどの3つの施設と処理方法が違いまして、真空方式といいまして、ポンプ場施設のほうに吸引したものを浄化槽処理をしまして、それを適正な水質に戻して河川へ放流しているという形を取っています。

以上でございます。

（小泉）そうすると、鴻巣市内の下水の処理方法というのは、本下水が1つ、合併浄化槽が1つ、合併浄化槽の前の浄化槽というのですか、それが1つと、この農業集落排水の4つの下水の処理方法というのですか、主なというか、くみ取りで昔の家はまた浄化槽なのかもしれないですけれども、ちょっとそれは浄化槽ということとしておくと、その4通りのパターンで下水の処理がされているということによろしいのですか。

（上下水道部参事兼下水道課長）委員の言うとおりでございます。

（小泉）あと、各処理において、平均的な4人家族とか、試算的な部分、

処理をするくみ取り費用、浄化槽であればくみ取り費用がかかるとか、集落排水は月4,400円ですか、それにプラス人口割だとか本下水はちょっと幾らだか分からない。その辺の金額の平均的な家族の月当たり、年当たりなのか、その金額とかが出ているのであれば、ちょっと教えてもらいたいのですけれども。

(委員長) 暫時休憩いたします。

(休憩 午後1時22分)

◇
(開議 午後1時22分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(経營業務課長) まず、下水道のほうなのですけれども、ちょっと一般的に1人世帯、2人世帯、3人世帯、4人世帯という形でお答えさせていただきます。使用水量は一般的な統計的な資料から引っ張ってきたのですけれども、1人世帯で2か月16立方メートル使って下水道料金は1,584円。2人世帯で30立方メートルを使用して下水道料金は3,355円。3人世帯で40立方メートルを使用して4,620円。4人世帯で46立方メートル使用して5,379円という形で、2か月分の使用料になっています。

それで、農業集落排水のほうなのですが、これちょっと細かくあるのですけれども、1世帯、基本料金が4,400円で、あと1人当たり550円を取りますので、そこで人数が増えれば550掛ける2とか3とか4という形で乗じた形になってくると。これも2か月の料金でございます。

以上でございます。

(小泉) くみ取り的なものというのはまた別というか、1回幾らで、月割りでいくと大体どれぐらいとかというのは出ているのですか。

(それは環境課ですの声あり)

(小泉) 環境課なのですね。

(経營業務課長) 所管が異なりますので、ちょっと明確なお答えはできません。

(小泉) そしたら、先ほど秋谷委員の施設、平成の初めですか、にこの農業集落排水施設ができたということで先ほど答弁があったかと思うの

ですけれども、30年以上ですか、その施設自体は、老朽化的なものというのは修繕、修繕を繰り返して今後もやっていくというようなことでよろしいのでしょうか。

（上下水道部参事兼下水道課長）なるべく大きな更新工事ではなくて、できる限り部品の交換によりまして延命化して、極力その施設を長くもたせるような形で、なるべく財政面に負担をかけない形で考えております。

（小泉）行く行くの話なのですけれども、行く行くはそこに何か下水を、本下水を通してとかというのもイメージとしては、何十年かかるか分からないのですけれども、そういうようなイメージで想定しているのか、それとももう老朽化とともに、水道管もそうですけれども、管が腐ってきたりとかして管が駄目になったり、では合併浄化槽にしようとか、その辺の方針というのですか、2050年ぐらいまでの計画とあって、30年後の計画というのはあるのでしょうか。

（上下水道部参事兼下水道課長）農集の30年後の計画ということでございますが、具体的にその30年後の計画自体、今現在持っておりません。ただ、先ほどの秋谷委員さんからの質問の回答と重複してしまうのですけれども、そういった施設の老朽化がございしますので、現状維持でいくのか、そういった地区の統合または公共下水の接続、あと合併浄化槽の切替え等について今現在検討を行っているところでございますので、一概にここで公共にもう切り替えるのだということはまだ、詳細についてはまだ述べることはできません。すみません。

（委員長）ほかに質疑はありませんか。

（なし）

（委員長）以上で質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。

初めに、反対討論はありませんか。

（なし）

（委員長）次に、賛成討論はありませんか。

（なし）

(委員長) これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。採決は挙手で行います。

議案第79号 令和4年度鴻巣市農業集落排水事業特別会計決算認定について、これについて原案のとおり認定することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

(委員長) 挙手全員であります。

よって、議案第79号は原案のとおり認定されました。

次に、議案第81号 令和4年度鴻巣都市計画事業北新宿第二土地区画整理事業特別会計決算認定について、これについて執行部の説明を求めます。

(説明省略)

(委員長) 以上で説明が終わりました。

これより質疑を求めます。質疑はありませんか。

(矢島) 初めに、504ページ、この残額が非常に大きい、前年と比べても大きいですし、予算規模からしてもこれだけのお金がまた翌年度に繰り越される、この事情についてお聞かせください。

(都市建設部参事兼市街地整備課長) それでは、お答えいたします。差引き残額が前年度に比べて増加した要因といたしまして、歳入歳出差引額の繰越金額は、前年度と比べ約8,000万の増加となっております。主な要因といたしましては、歳入に関しましては、令和3年度に引き続いて保留地処分収入が好調であったこと、歳出につきましては、令和3年度の補償費においてN T T光ケーブル移設補償のような大きい金額の歳出が減ったことによるものと考えております。

以上です。

(矢島) 本当に内容は何ですかというような質問の仕方で申し訳ないのですけれども、担当のところに行けば分かるような質問になってしまって申し訳ないのですけれども、自分なりに一生懸命議案調査をさせてもらったのですけれども、なかなか全てについて調査ができなかった部分もありますので、ご了承いただきたいと思います。

515ページ、中ほどの事業計画書及び実施計画書作成業務委託料とあるのですが、このタイミングで事業計画書もないだろうと思ったのですが、伺ったところによると変更だと、変更計画だということなのですが、どんな理由でここで変更計画を作成しなければいけないのか、変更を余儀なくさせられた理由について詳細にお答えいただきたいのですが。

（都市建設部参事兼市街地整備課長） それでは、お答えいたします。事業計画期間は令和4年度末の令和5年3月31日までとなっており、物件移転補償や区画道路整備などの事業工程に遅れが生じたことから、埼玉県と協議を行い、事業計画書及び実施計画書の変更に伴う資料や提出資料作成などの業務委託を行ったものとなります。具体的な変更内容としましては、事業施行期間は令和5年3月31日から令和16年3月31日までの11か年の延伸を行い、また総事業費につきましては97億2,300万円から111億9,000万円とする事業計画の変更を行いました。以上です。

（矢島） そのような状況の中で、産業団地のところでもお話ししたのですが、なかなか進捗の状況、今どんな状態なのか、今どの辺まで来ているのかというのがなかなかはかりづらい時間軸であったり、面的なものであったりとか、金額であったりとか、いろいろあるのですが、もしその進捗状況を示す指標みたいなものがあったら教えていただきたいのですが。

（都市建設部参事兼市街地整備課長） 事業進捗率の指標としましては、総事業費進捗率があります。これは、事業計画上の総事業費を分母、現在の事業費執行累計額を分子とした割合となりまして、令和5年3月31日現在は70.5%となっております。ただし、事業費ベースの進捗率となりますので、事業計画における総事業費の変更により進捗率が下がる場合もございます。また、その他の指標としましては、使用収益の開始率がございます。これは、計画上の仮換地の面積を分母とし、区画道路の完成により仮換地の境界が確定した土地に対し、使用収益を開始した面積の割合となっております。令和5年3月31日現在で53.6%となって

おります。

以上です。

（矢島）これまでの事業状況から見て、今順調に進んでいるのか、もし課題があるとしたらどういう課題があるのかお聞かせいただきたいと思っております。

（都市建設部参事兼市街地整備課長）まず、進捗の順調ということですが、けれども、こちらにつきましては、昨年度事業計画の変更を行い、令和15年度までとしておりますので、現在これに向けて事業を進めていく方針であります。

また、課題につきましては、土地区画整理事業を進めている上で最も重要な課題としましては、権利者のご理解とご協力であると考えております。令和4年度の業務委託において物件補償説明業務委託を行いました。これは、物件移転補償対象の中に未相続の建物があり、相続人が49名おりました、こちらの49名と協議を進めるための業務で、業務内容としましては相続人全員への事案説明及び移転協議、補償契約を行う業務を埼玉県土地開発公社へ委託しました。このように業務を進めていく上で、今まで権利があることを何も知らない方々であるため、数々の問題点が出てくることも課題ではありますが、年度内に全ての権利者の同意をいただき、契約することができました。

以上です。

（矢島）課題の解決のために委託して、その課題を解決したということなのですが、解決できていない課題についてどういうふうに取り組んでいるのかお聞かせください。

（都市建設部参事兼市街地整備課長）今回の事例としましては、まず一事案の事例ということもあるのですが、今後まだ物件移転補償などの業務がございますので、そういった意味で権利者のご理解、ご協力というのがやっぱり課題となってくると考えております。また、そのようなことから、今後も権利者の方々へのご理解の下、丁寧な説明を行いながら、同意していただけるように努めてまいりたいと考えております。

以上です。

(秋谷) 進捗率が前年度に比べて下がった理由は、先ほど説明があったので分かったのですけれども、この令和4年度で8件の画地、8画地が売却できたということですが、改めて聞くのは、全体で何画地販売数があって、現状何画地処分ができて、当然残りは何画地というのが出ると思うのですけれども、その辺りからまず教えてください。

(都市建設部参事兼市街地整備課長) それでは、お答えいたします。北新宿第二土地区画整理事業全体としまして155画地、面積でいきますと2万8,774平米を保留地として公売する計画となっております。令和4年度末現在で84画地、面積でいきますと2万641.7平米の売却が済んでおります。残といたしましては、71画地、約8,132平米の面積が残っております。なお、令和4年度末の処分率は約71.7%となっております。以上です。

(秋谷) 残り71画地で約8,200という、その残りの販売しなければならない数量と今まで販売した画地と面積の割合を比べると、あと残りの71区画で約8,200平米というのは、やけに区画が小さいように思うのですけれども、本来だったらどっちなのだろう。どっちなのだろうというのは、コンパクトな区画にして手の届きやすい価格にしたほうが処分が早いのか、それともある程度画地を大きくして販売数自体を下げてしまったほうが処理が早いのか、どう思われますか。ちょっと分からないので聞くけれども。

(都市建設部参事兼市街地整備課長) 画地につきましては、今までの、前年までの実績でいきますと、やはり画地を大きくすると売れ残りが多いという現象も起きております。昨年度も大きな画地がまだ売れ残っている状況もありますので、これを今後分割をして販売しようという計画もあります。保留地の面積としましては、最低でも155平米ですか、このぐらいの面積はやっぱり必要となってきますので、それに近いぐらいの面積のほうがやっぱり買われる方も多いのかなというような状況です。

(秋谷) もしその155平米ぐらいで、例えば71画地で計算していくと約8,200では全然利かないですよ。単純に1.5倍だから、1万平米ぐらいがないと155という手の届きやすい、大体50坪には当てはまらないような

気がするのだけれども、今回これ残りの部分というのは大まかに言って30坪前後の物件が多いというふうに思われてしまうのだけれども。

（都市建設部参事兼市街地整備課長）これには全てがそのような一般保留地というような、要は一定の面積を確保した保留地以外に特別保留地というものもございまして、これはいろんな換地計画を行うに当たり、端のほうで面積が悪い部分とか、そういった部分の保留地も計上して残画地となっておりますので、特別保留地分があることでやっぱり面積がちっちゃい面積も残っているということで、このような状況といたしますか、内容になっております。ですので、全てが一般保留地ではないということでお考えいただければと思います。

（秋谷）では、改めて一般保留地と特別保留地の違いというか、そこら辺をよく詳しく教えてもらいたいのですけれども。

（都市建設部参事兼市街地整備課長）まず、保留地についてお答えいたします。

保留地につきましては、土地区画整理事業の施行により整備された宅地のうち一部を事業地に充当するために売却する、施行者が確保する土地を一般保留地といたします。逆に特別保留地につきましては、換地設定において減歩により発生した狭い土地や登記簿面積と現地測量による面積の誤差で生じた土地、そのような土地が特別保留地ということになります。

以上です。

（秋谷）そうすると、一般の保留地はあと何画地で、特別保留地というのは何画地。それで、特別保留地というのは販売しないでもいいという理解なのでしょうか。事業費に充てるための。

（都市建設部参事兼市街地整備課長）全ての保留地はまず販売していく計画でございます。特別保留地にしろ、隣接する地権者のほうにお願いをしながら販売を進めていきたいと考えております。内訳なのですけれども、現在残っております84画地のうち……

（71の声あり）

（都市建設部参事兼市街地整備課長）すみません。71ですね。71画地の

うち……すみません、残保留地の内訳がちょっとございませんで、既に売れているものについてはあるのですけれども……それでは、お答えいたします。現在残っております71画地のうちの一般保留地と特別保留地、これについて今数字を持ち合わせてございませんで、また改めて報告させていただければと思います。

（秋谷）事業期間の延長をして令和15年度までまあ、ある意味10年延長したのですけれども、この10年で結局その国のお金がどれだけつくかということは見通せないと道路とかの築造が進まないから、なかなか先を話すのは難しいと思うんですが10年でちゃんと保留地を処分する心づもりとかはお持ちなのでしょうか。

（都市建設部参事兼市街地整備課長）これにつきましては、昨年度の事業計画変更の中でそこら辺も含めて、保留地及び道路工事ですか、築造工事も含めて計画を立てておりますので、今はそれに向けて進めていきたいと考えております。

（秋谷）515ページの踏切の新設工事なのですけれども、前も説明を何度も何度もいただいているかと思うのですが、いつ頃一体化して、残りの2つをいつ閉めるというのを改めて教えてもらいたいののですけれども。

（都市建設部参事兼市街地整備課長）それでは、お答えいたします。

踏切新設等工事……

（マイクをお願いしますの声あり）

（都市建設部参事兼市街地整備課長）すみません。踏切新設等工事委託は、現在あります不動踏切及び北新宿踏切のほぼ中間地点に片側歩道つき全幅9メートルの踏切を新設し、2つの踏切を除去する工事を東日本旅客鉄道株式会社に委託し、令和3年度から令和5年度にかけて実施しております。現在の進捗状況としましては、本定例会の9月議会の定例会において行政報告によって説明させていただいておりますが、11月下旬の踏切開通を目指し、現在進めているところでございます。以上です。

（秋谷）不動踏切と北新宿踏切を閉鎖するではないですか。そうすると、当然その1つの踏切、幅は広くなって使い勝手がよくなった以降、車の

流入が少なからず、あの辺り踏切がないから、あると思うのですけれども、そのあたりの交通対策というのははっきりできていますでしょうか。

(都市建設部参事兼市街地整備課長) それでは、お答えいたします。開通後は、秋谷委員のおっしゃるとおり踏切は1つになりますので、どうしても交通が集中してくることが想定されます。ただ、今までの踏切はなかなか対面通行ができない踏切でもございましたので、今度の新しい新設踏切というのはまず対面通行が可能となります。さらに、踏切の今までの遮断時間というのが改善された踏切ともなりますので、今までよりかは閉まる時間帯が少なくなるのかなと、そういった利点もあるのですけれども、あわせて現在警察とそこら辺の開通に向けた協議をしておりますので、区画線処理や安全対策なども踏まえて進めていきたいと考えております。

以上です。

(委員長) ほかに質疑はありませんか。

(なし)

(委員長) 以上で質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。

初めに、反対討論はありませんか。

(なし)

(委員長) 次に、賛成討論はありませんか。

(なし)

(委員長) これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。採決は挙手で行います。

議案第81号 令和4年度鴻巣都市計画事業北新宿第二土地区画整理事業特別会計決算認定について、これについて原案のとおり認定することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

(委員長) 挙手全員であります。

よって、議案第81号は原案のとおり認定されました。

暫時休憩いたします。

(休憩 午後 1 時 5 7 分)

(開議 午後 2 時 1 4 分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

市街地整備課長より発言を求められておりますので、許可いたします。

(都市建設部参事兼市街地整備課長) それでは、先ほどの秋谷委員のご質問にお答えできなかった箇所について報告をさせていただきます。

販売保留地の残、71画地の内訳なのですけれども、一般保留地が33画地、特別保留地が38画地、合計で71画地の残となっております。以上でございます。

あと、すみません……

(委員長) 続けてどうぞ。

(都市建設部参事兼市街地整備課長) あと、併せまして発言の訂正をお願いいたします。

北新宿第二土地区画整理事業特別会計の歳入歳出の決算の説明の中で、ページ数でいきますと527ページ、歳入のところになるのですが、2款1項1目1節保留地売却収入のところなのですが、この中で81街区2画地を含み、一般保留地8画地の販売収入というところの説明を、「81街区」を「82街区」と説明してしまいました。正しくは81街区となりますので、おわびして訂正申し上げます。

以上でございます。

(委員長) ただいまの訂正の申出についてはご了解願います。

なお、字句その他の整理については委員長に願います。

暫時休憩いたします。

(休憩 午後 2 時 1 6 分)

(開議 午後 2 時 1 6 分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

今の答弁について、秋谷委員、それではどうぞ。

(秋谷) 一般保留地と特別保留地のところでお答えをいただいたのですが、その特別保留地の説明で近隣のもともとの地権者の方たちにお買取りをいただくというか、というようなお話があるから、一般と特別は違うのですというお話があったのだけれども、そしたらその特別保留地というのは比較的処理しやすいのかな。

(都市建設部参事兼市街地整備課長) 接続する土地の方へご協力を求めているところではあるのですが、やはり既に住んでいる土地の方は現在でも十分であるという方もいらっしゃいますので、またちょっと形状が三角形の土地とかということもございますので、なかなか売りやすいということになりますと、ちょっとまたそこは相手の方によっては難しい部分もございます。

以上でございます。

(委員長) ただいまの質疑の内容、字句その他の整理は委員長に一任願います。

それでは、進めます。次に、議案第82号 令和4年度鴻巣都市計画事業 広田中央特定土地区画整理事業特別会計決算認定について、これについて執行部の説明を求めます。

(説明省略)

(委員長) 以上で説明が終わりました。

これより質疑を求めます。質疑はありますか。

(秋谷) そうしましたら、広田についてはこの4年度決算時で90.5%の事業進捗率なわけですけれども、先ほどと同じように保留地の全体の販売画地数と現在までに販売できた画地数から伺います。

(都市建設部参事兼市街地整備課長) お答えいたします。

事業全体としまして83画地、面積としましては1万7,956.8平米を保留地として公売する計画となっております。令和4年度は3画地、656.22平米の販売を行い、処分済みの保留地としましては75画地、1万5,781.2平米となり、面積ベースでの処分率は約87.9%となっております。

以上です。

(秋谷) 事業期間が令和7年度ですから、今、令和5年、6年、7年と、

あと3か年で残りの8画地を売る目途というのかな、大丈夫でしょうか。

(都市建設部参事兼市街地整備課長) それでは、お答えいたします。

残り、現在が8画地となっておりますが、今年度既に2画地の販売が完了しているところでございます。残りとしましては6区画となります。今年度さらに追加する販売保留地は2画地を計画しているところでございます。

(何事か声あり)

(都市建設部参事兼市街地整備課長) すみません。もう一度6区画のちょっと内訳をご説明させていただきます。

8区画のうち現在2区画が売れまして、6区画となっております。そのうち、現在販売中の保留地は3区画。3区画をまだ販売中となっております。さらに、今年度2区画の販売を予定しているところでございます。6年度以降は最後の1区画の販売予定となっておりますので、令和7年度、換地処分に向けてこのような形で進めていければ保留地も販売できるのかなと考えております。

以上です。

(秋谷) ご説明を聞く限りだと事業期間中に何とか販売できるのかなというイメージが湧くわけなのですけれども、もう課題というか、前は1件、相続絡みでちょっと問題があった案件があったと思うのですが、もうそういった点は全てクリアにできたのでしょうか。

(都市建設部参事兼市街地整備課長) それでは、お答えいたします。

秋谷委員のおっしゃるとおり、権利者の同意がなかなか進まなかった箇所というのが1件ありましたが、令和3年度に入り少しずつ協議が進展している中で、昨年度、令和4年度につきましては、区画道路の造成工事、また下水道工事なども実施しているところでございます。さらに、今年度につきましては、水道工事、そして区画道路の築造工事を始めましたので、地権者の同意は得られている、その箇所につきましては得られて今現在進んでいるところということになります。

以上です。

(秋谷) さっき北新宿のときに一般画地とか特別画地という話がありま

したけれども、広田にはそういうあれはないのかな。特別処分地というか、保留地は。

（都市建設部参事兼市街地整備課長）広田につきましては、特別保留地というのは存在しません。

（秋谷）あと最後に、令和7年度中に仮に全部販売が済んだ後の事業全体の処理というのかな、事業完了、本当の完了は清算処理やら何やら全てが完了するまでののだろうか、そこまでの流れというか、おおよその期間的なものというのがもし今のところでお話しできたらお答えいただきたいのだけれども。

（都市建設部参事兼市街地整備課長）現在の事業計画におきましては、令和7年度末の完了となっております。事業地内におきましては、整備が残る1街区、2街区に隣接する道路の築造工事を令和5年度に実施をする予定となっております。令和5年度末の終了を目指し、今道路築造工事につきましては進めているところです。今後につきましては、換地処分や事業清算に向けて、保留地の売却、確定測量、換地処分、清算金の徴収などが残っておりますので、事業内容の整理を行いながら、事業完了へのスケジュールについて精査してまいりたいと考えております。以上です。

（秋谷）今のお話だと、おおよそ何年ぐらい、その終わりのめどみたいなものというのはちょっと答えられないという理解でいいのかな。

（都市建設部参事兼市街地整備課長）事業内容についての細かいスケジュールにつきましては、今後さらに精査していきたいと考えておりますので、この時点では明確にはちょっとお示しすることはできないこととなります。

以上です。

（秋谷）そしたら、この事業の施行期間というのが一応令和7年度まであるわけではないですか。それは、その承認を取るために、さっき北新宿は延長するためにいろんな手続をしたのだけれども、基本的に全ての画地が販売をもし7年度中にできていれば、そういう手続というのは要らないのですか。事業期間というか、施行期間の延長の手続というのは

要らなくなるのですか。

（都市建設部参事兼市街地整備課長）このまま計画どおりに順調に進めば、事業計画の変更などは要らなくなります。

（金子）531ページのところの委託料の関係で、ちょっと内容について確認ということで説明をお願いしたいと思います。

初めの調整池清掃業務委託料、これの内容、それと清掃とはまた違いますけれども、除草の委託料というのがこれ別ですよ。ですから、清掃と除草は別ということで理解できるのですけれども、これ調整池でいいのですよね。調整、池ではないですか。池の清掃というふうにも思ってしまうかなと思ってしまったので、ちょっとこの内容と、次が下のほうで選挙人名簿、続いて選挙人名簿作成業務委託料ってありますけれども、これほかのところにも出てこなかったの、北新宿あたりも、これのほうの内容等について説明をお願いいたします。

（都市建設部参事兼市街地整備課長）それでは、ご説明いたします。

まず、調整池清掃委託料につきましては、広田中央特定土地区画整理地内に2つの調整池がございます。こちら全面コンクリートになっているのですが、こちらの調整池の清掃としまして残土処分、こういったものもございますので、こういったものの処分委託料、さらにやっぱりどうしても草も若干生えておりますので、そういった草取りとかのそういった清掃費として委託料となっております。

それと、もう一点の選挙人名簿作成業務委託料につきましては、土地区画整理審議委員の任期が令和5年3月30日に切れることから、選挙の準備を進めるため、事業地内の選挙人の名簿を作成したり、調査したりする業務を昨年度実施いたしました。実際には、選挙を予定していたのですが、届出のあった候補者の数が選挙すべき委員定数を超えていなかったものから、選挙自体は実施していないという結果になっております。

以上です。

（金子）ちょっと確認ですけれども、私の個人的な見方だと両方とも何か金額的に高いのかなと思うのですけれども、妥当な額だというふうに

判断されたのでしょうかけれども、これ基準にのっとって調査というか査定されているかと思えますけれども、そのところをちょっとお聞かせください。

(都市建設部参事兼市街地整備課長) 昨年度の調整池清掃委託につきましては……こちらの件でよろしいですか。

(金子) はい。

(都市建設部参事兼市街地整備課長) 調整池につきましては、2か所あるのですが、3回ほど清掃業務を行っております。1号調整池と2号調整池というのがございまして、1号調整池では1回、2号調整池につきましては、清掃と残土処理ということで2回に分けて清掃を行い、全体では3回分の委託料となっております。

以上です。

(委員長) ほかに質疑はありませんか。

(なし)

(委員長) 以上で質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。

初めに、反対討論はありませんか。

(なし)

(委員長) 次に、賛成討論はありませんか。

(なし)

(委員長) これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。採決は挙手で行います。

議案第82号 令和4年度鴻巣都市計画事業広田中央特定土地区画整理事業特別会計決算認定について、これについて原案のとおり認定することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

(委員長) 挙手全員であります。

よって、議案第82号は原案のとおり認定されました。

暫時休憩いたします。

(休憩 午後2時35分)



(開議 午後 2 時 3 8 分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、議案第 84 号 令和 4 年度鴻巣市水道事業会計利益の処分及び決算認定について、これについて執行部の説明を求めます。

(説明省略)

(委員長) 以上で説明が終わりました。

これから質疑なのですが、質疑につきましては 1 人 30 分程度ということでご協力をお願いいたします。

これより質疑を求めます。質疑はありませんか。

(矢島) 初めに、3 ページなのですが、他会計補助金等の用途についての中ほどなのですが、福島第一・第二発電所における事故賠償金、このことについてちょっと詳細を知りたいのですが、説明のほうをお願いします。

(水道課長) 本市では、厚生労働省からの通知に基づき、東日本大震災の影響に伴う福島第一・第二原発事故で飛散した放射性物質による水道水への影響を長期的に確認するために放射性物質測定を実施しており、この測定に係る費用を東京電力株式会社に事故損害賠償金として請求しているものでございます。

以上です。

(矢島) これは、義務ということでしょうか。

(水道課長) 平成 23 年の 4 月 4 日付で今後の水道水中の放射性物質のモニタリング方針についてということで厚生労働省から示されているものなので、それに基づいて継続的にやっております。

(矢島) 市がどのような形で検査を行っているのかお答えください。

(水道課長) 測定対象といたしましては、放射性物質の放射性セシウムでございます。目標値は、水道水中の合計で 10 ベクレルキログラム以下、測定頻度は原則月 1 回以上となっており、3 か月連続して水道水または水道原水から検出されなかった場合に、以降の測定を 3 か月に 1 回に減ずることができるということになってございます。

以上です。

(矢島) 測定方法はどのような形で。

(水道課長) 本市では、県水を受水している馬室浄水場を除いた浄水場の中の給水栓の中から年に4回採取して、それを放射性物質測定を実施して、外注で検査を行っているようなものでございます。

(矢島) これは、なぜ東電が自分でやらなくて市が行って、それに対して賠償するのでしょうか。なぜ東電が自分で行わないのか分ければ。

(水道課副参事) 通知がありました平成23年度の頃に、大震災の後、大分世間も混乱しておりまして、東電側が全ての対象の案件を責任を持って対応するのは難しいだろうという国の判断に基づいて、水道事業者へ測定を実施して、それに係る費用は請求しましょうというような形で体制が取られたと理解しております。

(矢島) この問題では最後なのですけれども、「福島第一・第二発電所」という表記は正しいのでしょうか。

(水道課長) 先ほど申した通知のほうの部分で「福島第一・第二原子力発電所の事故に伴う水道水の対応について」ということで厚生労働省のほうから通知が来てございますので、このような名称で表記してございます。

以上です。

(矢島) 福島第一・第二原子力発電所ですか。

(水道課長) はい、そのとおりです。

(矢島) では、この記載が間違っているということではよろしいでしょうか。

(経營業務課長) 決算書の編集のほうに携わっていますので、私のほうで答えるのですけれども、今水道課長のお答えしたとおり、「原子力」というのが抜けているようなので、次回からはそこはきっちり正式名は記述して決算書に報告したいと思います。

以上です。

(矢島) 続いて、7ページです。水質監視装置更新工事なのですけれども、4か所の更新を今回行ったということではよろしいのでしょうか。

(水道課長) 更新については2か所になります。

(矢島) お忙しい中、あんまり細かいことを突っ込むのもなんだと思うのですけれども、この工事箇所が4か所あると思うのですけれども、これはどういう、2か所ということなのに4か所あるということはどういうことなのでしょう。

(水道課長) すみません。2か所については更新なのですけれども、こちらでいう地産1号公園、こちらについては撤去になります。既存の水質監視装置を撤去したというところがございます。あと、馬室浄水場については全域のシステムの更新というところなので、水質監視装置自体の更新は2か所なのですけれども、全体の水質監視装置を監視する部分の集約する部分が馬室浄水場がございますので、そちらのほうもちょっと更新しているというところで明記はさせていただいております。以上です。

(矢島) 地産1号公園は、では今装置はない、撤去したということは、地産1号公園は装置がないということでしょうか。

(水道課長) 地産1号公園につきましては、老朽化もあったということと、当初つけたときはいろいろな浄水場の馬室のほうから来るのか、箕田のほうから来るのかという、その辺が分からなかったというところで設置したたのですけれども、現在としてはその役目を果たしていないということなので、老朽化に伴って1か所は撤去したというところがございます。

(矢島) 結構高額な更新費用がかかるのですけれども、この更新スパンというのはどのように考えているのでしょうか。

(水道課長) 水質監視装置につきましては、定期点検では延命措置を施しながら、最長で約25年間、今回の4か所のうちの水質監視装置については25年間使用しました。また、更新のスパンとなる法定耐用年数は、日本水道協会の指針でうたわれていますのは12年と示されておりますけれども、部品の供給期間など考慮いたしますと、一般的に使用できる期間は15年程度ではないかというふうに想定はしております。

以上です。

(矢島) この水質検査というのは、非常に住民の健康、安全に重要な役目を果たしていると思うのですが、法定で12年だ、15年だという中で25年というのは、機械が動いていたからよかったのか、この機械が正確に動いていたかどうかという判断というのはどのようにしたのでしょうか。法定で12年等々うたっている中で25年、倍以上も使っているというのは、どういう確信があって使用していたのかお聞かせください。

(水道課副参事) 水質監視装置につきましては、定期点検、月次で点検委託業者によって行っているものと、あと定例でメーカー点検を入れておりまして、毎日、常時先ほどお話しさせていただいた馬室浄水場にデータが上がってくる関係で、欠損するとすぐ何か故障が起きたということで、その都度その対象機器を交換するなどして対応したことで何とか25年もたせられたというような状況でございました。

(矢島) 残りの4か所はいつ頃更新する予定でしょうか。

(水道課副参事) 今回更新した旧笠原小学校、あと宮地公園につきましては、令和3年度で実施した常光小学校とあじさい公園に引き続いて行ったものでございます。残りの東小学校、新宿第1公園、茜通り緑地帯、境第3公園、小谷南につきましては、まだ設置した年度が比較的、新しいとは言えないのですけれども、まだ耐用年数期間なので、今は機器の状況見ながらその更新時期については考えていくのですけれども、今の段階ではまだ対象としておりません。

(矢島) 機械の欠測でしたらいろいろ測れなかった云々はあるのですけれども、数値に異常が起きた場合のアラームというのはどんな状況になっているのでしょうか。

(水道課副参事) 状況とか、あと項目にもよるのですけれども、中央にある馬室浄水場、あと旧川里と吹上地域については、吹上第2浄水場にデータが飛ぶような形になっているのですけれども、警報が発報されて、24時間待機している監視員が寝ていても起きられるような、起きて目が覚めるような音が出るような状態になっております。

(矢島) 水質検査の項目についてなののですけれども、これは指定された項目なのか、法令等で決められた項目なのか、それ以上のことをやって

いるのかというのをちょっと聞くのですけれども、その中で水質基準項目検査というのと水質管理目標設定項目検査というのがあるのですが、この違いも併せてお聞きいたします。

(水道課副参事) 先ほどのご質問なのですけれども、現在、水質監視装置で測定できる項目は、2種類機械がありまして、最新の本年度と昨年度入れたものについては7項目あります。その内容につきましては、水道水中の色度、濁度、残留塩素濃度、排水圧力、水温、pH値、あと電気伝導率となっております。残りの吹上、川里地域に設置されているものについては5項目が測定可能で、pHと電気伝導率を除いた5項目となっております。先ほど法令で定められたという内容につきましては、最初にお話しした3項目、色度、濁度、残留塩素濃度となっております。基本的に法令上毎日点検、毎日検査をしなければならないという項目につきましては、この3項目となっております。

あと、水質……

(委員長) 暫時休憩いたします。

(休憩 午後3時22分)



(開議 午後3時39分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(水道課副参事) すみません。では、休憩前にいただいた矢島委員さんのご質問に対してご回答させていただきます。

法令で定められている水質基準項目と水質管理目標設定項目の違いということで、水質基準項目、まず51項目につきましては、簡単にお話しさせていただくと、健康に関する項目31項目と、あと水道水が有すべき性状に関連する項目20項目に分けられておりまして、また水質管理目標設定項目といたしましては、浄水中で一定の検出の実績はあるが、毒性の評価が暫定的であるため水質基準とされなかったもの、または現在まで浄水中では水質基準とする必要があるような濃度で検出されてはいないが、今後当該濃度を超えて浄水中で検出される可能性があるものなど水質管理上留意すべきものとして、今現在ですが、27項目設定されており

ます。

以上でございます。

（矢島）では、最後です。

最近話題になっておりますP F O S、それからP F O Aの関係で、これの検査というのはいつ頃から始まったのか。本市における数値の変化について伺います。

以上です。

（水道課長）まず、P F O S、P F O Aの検査についてなのですが、こちらは令和3年度から、国のほうから検査を行うようにということがありましたので、令和3年度から水質監視装置8か所で年1回採取してそのような検査を行っております。検査の内容につきましては、全て検出下限値以下でございました。

以上です。

（秋谷）まず、8ページの業務量のところの有収率なのですが、3年度に比べて0.1ポイント上がったわけなのですが、この0.1ポイントまず上がった要因は何でしょう。

（水道課副参事）お答えさせていただきます。

令和3年度、令和4年度、こちらにもあるのですが、有収水量が1.3%減少しております。一般的に有収水量が減少すると有収率も下がる傾向が見受けられるのですが、それ以上に漏水等の件数も減っております、その損失量が少なかったことが今回向上した要因と考えております。

以上です。

（秋谷）せっかくなので、有収率について、近隣市との比較というのがもししてあれば教えていただきたいのですが。

（経營業務課長）令和3年度決算、今令和4年度決算やっておりますので、県内の状況というのはまだ分からないのであれなのですが、令和3年度の決算の数字でいいますと、まず県内平均の有収率につきましては、県内平均93.1となっております。近隣の状況ということで、桶川北本水道企業団が94.4、上尾市が94.2、行田市が88.9となっております。

以上でございます。

(秋谷) そうすると、県内平均にはまだこの有収率では届いていないと。なおかつ桶北あるいは上尾、そちらのほうがどちらかといったら人口密度の高いほうだから、それだけ効率もいいたろうしというのは分かるのだけれども、この有収率をさらに上げるためには、先ほど取りあえず漏水箇所を減らしたというようなお話あったけれども、さらなる努力ができるとしたら、どういったことだろう。

(水道課長) まずもって漏水が減ってきているというところがございます。これは、管路更新計画に基づいて管路の布設替え等を毎年4キロぐらいですか、大体それぐらいを目途に進めている成果がだんだん出ているのかなというところがございます。それとあと、旧中山道等の古くなった配水管も今後入れ替えていく予定もございますので、そういったところでまた少し老朽化による漏水、そういったものが減っていくのかなというところもございます。

それとあと、最近濁りが大分減ってきたというところもございまして、当然ながら濁りますと排泥作業という作業が我々の中には発生するのですけれども、そういったものも濁りが減ってきたというところで、そういった無駄な排水も減ってきているというところも寄与してくるかなというふうには思っております。

以上です。

(秋谷) ちょっと前に戻ってしまうのだけれども、4ページの経営指標の推移のところちょっと伺いますが、料金の回収率が3年度に比べれば下がっているし、過去5年で見てもかなり回収率が悪いのですが、これはエネルギーとかの一般会計の補助があったからこういう結果になってしまうのかな、料金の回収という意味では。この辺りの解釈を教えてくださいのだけれども。

(経營業務課長) 料金回収率は、給水原価と水道料金、給水原価と供給単価の割合で出ているものなのですけれども、今回水道料金の減免をいたしました。ですから、確かに一般会計から1億1,000万ほどの補填は入っているのですけれども、水道料金がないという判定をしておりますの

で、大きく100を下回っていると。

それともう一点、令和3年度も同じ状況なのですけれども、令和3年度と4年度のまたさらに広がっているところにつきましては、やはり給水に係る費用がちょっと若干かかっているものですので、料金の単価と原価の差がちょっと広がったというところでございます。

(秋谷)それは、監査意見書の収益性のところだね。供給の単価は0.02安くはなったけれども、給水の原価が逆に1.42上がってしまっている。県水の単価は変わっていないと。ここの影響で、令和3年度と令和4年度でいうと料金回収率が0.8ぐらい出たということなのかな。一応確認。

(経營業務課長)今給水原価のお話をさせてもらったのですけれども、今回確かに費用につきましては、令和3年度と令和4年度を比べまして、費用については約300万減少はしているのですけれども、費用の減少幅に比べて有収水量、水を使う量の減少幅が大きいものですので、それで大きく給水原価が上がってしまったというところなのです。それによって昨年度と比べて料金の回収率が下がったと。確かに今回、令和4年度は水道課、我々も含めて頑張って、約300万ぐらいの費用削減は決算としては出ているのですけれども、やっぱり水の使用量の減少幅、費用の減少については0.14%なのですけれども、有収水量、水を使うものの減少のほうは1.3%減少しているので、その差が大きいものですので、どうしても料金回収率が下がったというところでございます。

以上です。

(秋谷)有収水量の減少というのはもう前々から、節水機器の普及だとか、あとは水自体をほかから買い求めていらっしゃる方もいれば、スーパーなんかでも無料で配っているようなところもあるから、前々から水量自体が落ちているというのはあったのだけれども、令和3年と4年の違いでいったら、これはコロナの影響なのかな。要は巣籠もりの需要がまだ令和3年ぐらいのほうが多かったのか。それで、令和4年のほうがもしかしたら多少解除されているというか、人の動きがだんだん出てきたから、一般家庭における有収水量というのが目減りしたのでしょうか。その辺りの分析というのはできていますでしょうか。

(経營業務課長) 委員のご指摘の部分、コロナの状況がまだ残っているというふうなところもおっしゃっていましたがけれども、今回鴻巣の人口というのは微増というか、ほぼ横ばいで、大きく減少はしていませんのですけれども、その中で有収水量が減っているということは、やっぱり何らかの節水機器も、今まで、15年前はトイレだと12リットル、1回で流れたのが、今5リットルぐらいしか流れなかったりとか、蛇口についても、1分間12リットル流れるところが、今もう節水型ですから、もうその半分、5リットルぐらいしか流れないというところも、節水機器の普及が進んでいるというところもありますので、やはり節水機器の普及と、委員のおっしゃるコロナの巣籠もりとか、そういう部分の影響とかというのも一部あるのかなと思うのですが、やはり節水機器と、節水する、節減という心がけが今回の減少につながっていると思っています。

以上です。

(秋谷) そうしましたら、給水原価を下げるためにはどうしたらいいのでしょうか。

(経營業務課長) 給水原価を下げるにはやっぱり費用の削減というところがあるのですけれども、水道事業は大きな装置を抱えている事業でございまして、変動する費用というのが大体5%ぐらいしかありません。事業費約20億あるのですけれども、約5%ぐらいしか変動する部分というのはなかなかなくて、ほとんど固定費になります。なので、大きく下げるとは、我々の企業の内部努力で減らしていかなければいけないのですけれども、やはり費用を減らすというのがまず第一前提と。もちろん有収水量も大きく増えればいいのですけれども、そこは現実的な視野で、もう人口減少ですから、大きく有収水量が上がるということは考えられませんので、やはり費用を削減するというところが大きな給水原価を下げる要因になるのかなと思います。

以上です。

(秋谷) この給水原価のところでは、さっきもちょろっと言ったけれども、人口密度と設備の効率性というのかな、そういったものがより、極端に言えば、埼玉県でいったら、蕨のようなまちというのは大変行政

面積が少なく人口が密集しているから、逆にいろんな設備に対する投資というのが少なくて済むから、当然効率がよくなるのだけれども、この近隣で比較したときの、例えば給水の原価の比較というのはできていますでしょうか。

（経營業務課長）令和3年度の埼玉県内の状況をお示しをしますと、まず県内平均が給水原価は155.4円という形になっております。桶川北本企業団につきましては161円、上尾については150円、行田は140円というふうな形になっておりまして、これ令和3年度の数字なのですけれども、県内平均より上になっていると。給水原価のことについてはやっぱり、さっきお話ししたとおり営業費用、日常の維持管理費用に係る費用がどれだけの単価なのかということなのですけれども、さっき委員がおっしゃったとおり、やっぱり施設が多ければ点検する費用がかかります。パイプが長ければ長いほど漏水リスクも負いますから、修繕をするお金もかかるということで、やはり委員のおっしゃるとおり、パイプが短かったり、浄水場、うち今6か所稼働していますけれども、浄水場の数も少なければ、その代わり維持点検費用も少なくなるという部分で、今後施設の統廃合、ここは水道課のほうで研究する部分ですけれども、ビジョンの中でも記述させてもらいました施設の統廃合など、費用の削減には努めていきたいと思えます。

以上です。

（秋谷）4ページの最初の経営人口の推移に戻りますけれども、管路経年化率が年々年々高まってきて、管路更新率が3年度に比べたら下がったわけなのだけれども、令和4年度は、この管路工事、先ほど令和4年度に実施した管路工事が7ページのところに、配水管の新設、布設替えなどの説明ありますけれども、全部予定どおりできたのでしょうか。それとも、予定がもともと少なかったのでしょうか。それとも、できなかつたのでしょうか。

（水道課長）管路更新率なのですけれども、昨年度、令和4年度分で予定していた布設替え工事1件がちょっと順延となったことが一つの理由となりまして、もし仮にこの順延としてしまった工事のほうを予定どお

り、設計どおりに行っていたとしたら更新率も0.48%というところまで上がる予定なので、令和3年度と比べて遜色のないような数字にはなっただかとは思いますが、その順延となった工事のほうなのですが、他工事との工事の再協議によって配水管径、管の口径とか経路とかを見直しを図る必要ができたというところで取りやめになってしまったというところがございます。そういった案件があったためだと思っております。

以上です。

（秋谷）先ほどやり取りしている中で、エネルギー、食料品価格等の物価高騰で料金の減免をしていますけれども、一応こちらに書いてあるから心配要らないとは思いますが、何を心配しているかというところ、昨日だったかおとといあたりのニュースで、行政関係の事業所と言ったらいいなかな、鴻巣でいったら警察署だとか、あるいは保健所だとか、要は本来であれば物価高騰対策でやっているものなのに、物価の高騰とか関係ないところの料金まで減免してしまったみたいなニュースがあったのです。免除してしまったみたいな。鴻巣においては、そういうことはないですね。一般の方と民間事業者の方だけです。一応これは確認。

（経營業務課長）委員の今ご指摘のとおり、会計検査でも同じことを言われまして、公共機関は除いてコロナ減免を実施いたしました。

以上でございます。

（秋谷）ちょっと話が前後してしまっていて申し訳ないのですが、監査委員の意見書のところの10ページのところで、先ほどは給水原価の話でほかの市の状況とか数字を教えてくださいましたけれども、給水原価というものは、今は単純に金額的なものを教えていただいたけれども、やっぱり県水をどれだけ入れる、入れないによって当然のようにこれも変わるという理解でまずいいのかどうか確認を。

（経營業務課長）県水を入れるか入れないかというのは受水費になりますので、委員のおっしゃるとおり、受水費の割合が多いのか少ないのかによっては給水原価には影響します。

以上です。

(秋谷) そうすると、上尾が結構安いなと思ったのは、県水が多いのでしょうか。それとも、うまく効率的に施設が使えているということなのでしょうか。あるいは、行田も安かったように思いますけれども、行田もやはりそういった事情。でも、行田は、もしかしたら人口はうちよりも少なく、行政面積がかなり南河原まであって大きいので、効率がいいとは思えないから、県水の割合がすごく多いのかしら。その辺りの分析できていますか。

(水道課長) 最新のデータとなる令和3年度のデータでは、上尾市が74.8%、桶川北本水道企業団が84.4%、伊奈町が80%、行田市が42.5%、熊谷市が32.1%というふうに県水の受水を行っております。

以上です。

(秋谷) 上尾の多いというのは分かったので、その部分で安いのは分かるのけれども、行田は、そしたら給水原価が行田が安い理由というのは、要は設備の投資はそんなにしていないということになるかな。県水がそんなに入っていないのに単価が安いと、そういう理解になってしまうよね。もし分かれば。

(水道課副参事) 行田市の詳細な施設の状況とかまでは把握はしていませんけれども、やはり設備が井戸水、自己水ですね、を浄水する機械設備等の費用がそれほどかからない、もしくは薬品等、水質に応じて次亜塩素ナトリウムとかを投入する量は変わってくるのですけれども、その費用があまりかからないという仮定であれば、恐らく県水を入れる費用よりも安く供給できるのではないかと考えております。

以上です。

(秋谷) あと、せっかくなので、供給単価が近隣が分かれば、鴻巣は3年度で148.95なのですからけれども、近隣他市の供給単価。さっきまで聞いていたのは給水原価なのです。今供給単価を伺います。

(経營業務課長) 実は給水原価というのは経営分析でいろんな市町村等分析するものですので把握はしているのですけれども、供給単価というのはなかなかちょっと、そこは出ていないので、他市の状況については現時点ではちょっと把握はしておりません。

以上です。

（秋谷）あと、4年度ですと県水の割合が以前に比べて何%か増えて、当然井戸水が、一般質問でやり取りもしたけれども、幾つか井戸水の供給を止めているところがあるから、いずれ県水の割合というのはもっと上げることになるのでしょうか。見通し的なものだね。

（水道課副参事）お答えいたします。

県水の割合につきましては、令和3年度に実施した水道施設検討の中で、いざというときの水をどのように確保するかという観点の中で、過去の渇水等の事例に基づいて、県水が30%受水制限を行ったというか、行われたときに市のほうで自己水で確保できる量を持つという計画で今スタートしております。その割合は県水77%、井戸水が23%ということで、考え方といたしましては、自己水は1系統で常に回すというわけにいかないで、2条同じものを設備整える関係で123%相当の施設を持ちまして、いざというときに、30%受水制限を受けたときに、その23%をフル稼働すれば……すみません。46%ですね。稼働させれば何とか100%の数字が賄えるのではないかとということで試算した割合で、今後は配水路の様子とかそういう状況を見据えながら、また詳細な検討は必要ですけれども、取りあえず見通しとしてはそういう形で考えております。

以上です。

（秋谷）では、時間が来てしまったので、最後に伺っておきますけれども、令和4年度は水道事業ビジョンの改定をしまして、本会議のときに竹田議員が質問をされましたけれども、要はビジョンで示された10%増し、20%増し、30%増しというあくまで予測の数字に対して、今度県水のほうが20%上がったらどうなるのですかというお話がありました。それで、当然県水も上がればこちらも上がるでしょうというお話だったような気がするのですが、ビジョンを策定するときというのは県水が上がるということは想定はしていなかったということではないのでしょうか。

（経營業務課長）ビジョンをつくったときには、県水の値上げについては勘案していない、反映していないというところがございます。

（秋谷）そうすると、県水の先ほど今やり取りをされましたけれども、県

水割合がもし高まれば、料金の改定をする場合というのは、当然その部分の上乗せが計算されてこないと審議会にかけられないと思うのだけれども、その辺りの計算はできているのかな。

(経營業務課長) 審議会にかけるというか、一応6年の1月に諮問する予定なのですがけれども、その時点でまず県営水道の受水費がどの程度なのかという部分に分かれば、もちろん料金改定の審議の中には織り込んでいきたいと思いますが、分からない段階では、やっぱりそこは審議はできないのかなと思っています。

以上です。

(委員長) ほかに質疑はありませんか。

(なし)

(委員長) 以上で質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。

初めに、反対討論はありませんか。

(なし)

(委員長) 次に、賛成討論はありませんか。

(なし)

(委員長) これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。採決は挙手で行います。

議案第84号 令和4年度鴻巣市水道事業会計利益の処分及び決算認定について、これについて原案のとおり可決及び認定することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

(委員長) 挙手全員であります。

よって、議案第84号は原案のとおり可決及び認定されました。

次に、議案第85号 令和4年度鴻巣市下水道事業会計利益の処分及び決算認定について、これについて執行部の説明を求めます。

(説明省略)

(委員長) 以上で説明が終わりました。

質疑につきましては、1人30分程度ということでご協力願いたいと思

ます。

暫時休憩いたします。

(休憩 午後 4 時 3 6 分)



(開議 午後 4 時 4 5 分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

下水道課長より発言を求められていますので、許可します。

(上下水道部参事兼下水道課長) 発言の訂正をお願いいたします。

先ほどのご説明の中で、28ページのご説明の中で、「家屋及び地質調査等調査業務委託料は、公共下水道工事の実施に伴い、家屋等の調査などを行ったものです」と申し上げるべきところ、「家屋等の調査を行ったもの」と申し上げてしまったので、「など」の追加をお願いいたします。すみません。よろしくをお願いいたします。

(委員長) ただいまの訂正についてはご了解願います。

なお、字句その他の整理については委員長に一任願います。

これより質疑を求めます。質疑はありませんか。

(矢島) 4 ページです。一般会計の決算統計なんかでもよく使われる財政指標の件なのですけれども、経常収支比率が100%を上回っていれば健全な経営と考えていらっしゃるのかどうなのか。この4ページの表を見る限りでは健全だというふうにおっしゃっていますけれども、そういう認識でいいのかどうか伺います。

(経營業務課長) この指標につきましては、使用料収入や一般会計からの繰入金の収入で維持管理費や支払利息などの費用をどの程度補えられているかという指標でございます。当該指標は、単年度の収支が黒字であることを示す100%以上となっていることが必要であり、100%を超えていることから健全経営と考えています。しかしながら、経常収益について、使用料以外の収入に依存しているところがございしますので、経費回収率と併せて分析し、経営改善を図っていきたいと考えています。以上です。

(矢島) おっしゃったとおりで、数字だけ見ればそうかもしれませんけ

れども、中身を細かく精査したら、とてもではないかなというふうに思います。こちらの中の経費回収率が75.82%というふうな表でお示しされていますけれども、これを見ても健全経営の水準を上回っているとは言えないのではないかなと。健全経営とこの75.82%、言っていることが矛盾しているのではないかなと思いますけれども、見解を伺います。

(経營業務課長) 委員のご指摘のとおり、健全経営であるかどうかといえ、健全経営ではない(令和5年9月6日開催令和5年9月定例会まちづくり常任委員会会議録P.1「この状況は好ましい状況ではない」に発言訂正)状態でございます。今回数値が100%を下回っているということは、汚水処理に係る費用が使用料以外の収入で賄えるということを意味しています。本市では100%を下回っており、汚水処理に係る費用が使用料収入以外の収入で賄われていますので、適正な使用料収入の確保と汚水処理費の削減が必要と考えておりますので、引き続き経営改善に努めていきたいと思えます。

以上です。

(矢島) 健全経営について、もう一点お伺いといえますか、見解を伺いたいのですけれども、健全経営とは事業に必要な経費を使用料料金で賄えている、この状態ではないかなと思うのですけれども、ご見解のほうはいかがでしょう。

(経營業務課長) 委員のご指摘のとおりだと思っておりますが、ただ下水道事業につきましては、短期間で多額の費用を使って事業を開始し、それで水道と違って建設費も多くかかりますので、どうしても事業費が多くかかります。その分使用料に反映をしていくのですけれども、そのまま使用料に返してしまうとなかなか現実の使用料とかけ離れてしまいますので、これまで一般会計から繰入れを入れてきたのですが、今後下水道事業の経営戦略等を立てますので、その際に受益と負担の関係とか、原価とか、使用料の適正化についてはきっちり議論をして対応していきたいと思っております。

以上です。

(矢島) 経営指標に関する事項の中で、必要な取組として適正な使用料

収入の確保と汚水処理費の削減を挙げていらっしゃいます。具体的な取組内容はどのような取組を想定しているのかということで、特になかなか私どものほうで想像がつかない汚水処理費の削減、この部分についてどのような取組を想定しているのかお聞かせいただきたいと思います。

（上下水道部参事兼下水道課長）まず、適正な使用料収入の確保のための取組につきましては、水洗化率の向上が必要と考えるところでございます。令和4年度におきましては、浄化槽排水に伴う臭気苦情等の事案に対しまして、戸別訪問によりまして公共下水道への接続の啓発を行ってまいりました。コロナ禍による影響が少なくなった令和5年度からより活発な啓発活動を行いまして、水洗化率の向上に努めてまいりたいと考えているところでございます。

また、汚水処理費の削減につきましては不明水対策が重要であると考えております。具体的な取組につきましては、ストックマネジメント計画に基づき、古くなったマンホール蓋の交換を行ってございまして、マンホール蓋からの入り込む雨水の浸入水対策も図れ、汚水処理量の削減につながっていると考えているところでございます。

以上です。

（矢島）そういう状況の中で、使用料の改定状況について伺いたいと思います。過去、消費税と抱き合わせで行った場合については消費税を除いていただきたいのですが、いつどの程度の料金改定を行ったのか、ちょっと年度ごとにお答えいただけたらありがたいのですが。

（経營業務課長）料金の改定の状況でございますが、消費税改定は除きます。まず、昭和56年供用開始して以来、2回の料金改定を行いました。まず、1回目が平成17年3月に改定をいたしまして、平均改定率が22%。平成17年3月に平均22%の改定を行いました。その後、市町村合併に伴う下水道使用料の再編に伴う料金改定により、料金回収率を埼玉県平均まで引き上げることを目標に約12%の改定を行いました。

以上でございます。

（矢島）1点目ののは、平成17年はそれなりに適正な使用料金にするべく改定をしたと。2回目のほうは、これ合併に関する事なので、実際は

1 回行われた、料金そのものについて、適正な料金に設定するためという考えの中では、その 1 つかなと思います。この料金改定については、担当内でも何か規則的なものというのには考えていないのでしょうか。例えば何年に 1 度見直すとか、そういった方向性というのには取っていらっしゃるのでしょうか。

（経營業務課長）水道事業のほうについては、法に 3 年から 5 年にかけて収支の見直しをなささいというのがあるのですが、それに基づいてやっていて、下水のほうはないですが、やはり公営企業の経営に当たっては何年かの期間を置いて料金の在り方というのを考えないといけないと考えておりますので、今年と来年で経営戦略を立てますので、その際に料金の水準などについてもきっちり方向性を立てていきたいと思っています。

以上です。

（矢島）料金に関して最後なのですけれども、そう考えると、この料金改定というのは首長の高度な政治的判断でやる、やらないというのが決められているように受け止めるのですけれども、やはりある程度規則的にしていかないと、そういうふうには受け止められかねないと思いますので、今後そういった形での料金の改定について対応ができるのか、そういう方向に持っていこうとできるのか、見解を伺います。

（経營業務課長）我々経營業務課、上下水道部としては、首長には今の下水道の置かれている経営状況というのにはきっちりまず包み隠さず伝えるようにはしています。あとは、首長からご意見をいただくという部分もありますし、その前に、今ちょうど本当に、何度も繰り返しで恐縮なのですが、下水道事業の基本的な経営戦略というのを今年と来年で立てますので、その際にやはり料金の算定期間とか収支の見直しとかという部分についてもきっちり審議会でも議論していきたいと思っています。

以上です。

（矢島）次、8 ページなのですが、有収率について見ると、私の記憶が間違いでなければ、各年度ごとに凸凹はあるのですけれども、かなり鴻巣市は優秀なのではないかなと思います。不明水が非常に少ないのでは

ないかなと思います。皆さんはどのような努力をしているのかということで、この不明水対策について、例えば定期的にエリアごとにカメラを入れているとか、水量の把握をエリアごとにしているとか、何かそういった、どういう対策を取っているのかお答えいただきたいと思います。

（上下水道部参事兼下水道課長）不明水対策についての目標値はあるのかについてでございますが、目標値は特にございませんが、不明水の縮減に努める必要があると考えております。

それで、具体的な不明水の対策につきましては、これまで整備をしてきました下水道施設は最も古いもので45年余りが経過しております。今後は施設の調査、点検、修繕、改築の費用が増大していくことが懸念される中で、使用料の対象とならない地下水や雨水の浸入によりまして汚水処理費に余分な経費がかかるほか、処理効率が低下するため、有収率の向上を図る必要があると認識しているところでございますが、経年劣化に伴う管渠の老朽化による浸入水やマンホール蓋からの雨水浸入等により不明水が増大する要因がございます。これらの課題に対応するため、施設を将来にわたって適切に維持管理していく必要がございます、そのための手法として平成30年度に鴻巣市下水道ストックマネジメント計画を策定しておりますが、策定から5か年を経過しましたことから、現在6年度から令和10年度を計画期間としました更新を本年度に進めている状況でございます。そういった中で、今回新たに管渠の修繕、改築計画を追加いたしまして、老朽化対策とともに浸入水を確認した箇所での修繕、改築により下水道管渠の不明水対策につながるものと考えているところでございます。

以上です。

（矢島）最後です。

11ページなのですけれども、企業債の関係なのですけれども、企業債の発行をもって資本費の平準化を図っているという、これは容易に理解ができるところであります。ただ、それをもっても例えばある一定の期間企業債に頼らざるを得なくて、大量の企業債を発行して事業を展開することも想定ができます。そうすると、やっぱり世代間の公平性というの

が保てないこともあるかもしれません。それに留意をするために、例えば企業債発行のキャップ制を取っているとか、企業債の償還額に対するキャップ制を取っているとか、そういった努力はしているのかお聞きします。

（経營業務課長）まず、企業債の状況なのですけれども、類似団体と比較しますと、類似団体ですと使用料収入の約7倍ほど企業債の残高があると。うちですと約4倍ということで、類似団体から比べればまだ低いほうなのですけれども、委員ご指摘のとおり人口が減ってきていますので、確かに類似団体に比べれば企業債の残高は低いのですけれども、やはりこれから人口減少の下では1人当たりの企業債残高が増加していくこととなります。ですので、現時点では現在の企業債残高を超えないように企業債を発行していきたいと考えています。

あと、委員のおっしゃったいろんな企業債に対するキャップとかガバナンスということについては、今年度、来年度で経営戦略の策定がありますので、そこでひとつ明示をさせていただきたいなと思っています。

以上です。

（秋谷）そうしましたら、まず8ページの業務量のところでお伺いをいたします。

汚水処理水量は増加をしている。でも、有収水量は減っている。ということは、これは雨水の影響で結果的に年間の有収率が落ちているという理解になるのだけれども、いいのかな。ちょっとその辺りの解釈を教えてくださいたいのですけれども。

（経營業務課長）まず、有収水量につきましては、これは水道メーターで汚水量を測っていますから、水道メーターを経過した水量なのですけれども、汚水処理人口は増えてはいるのですけれども、有収水量が減っているということは、やはり1人当たりの使用水量が節水機器とかなどによって減ってきていると。それで、汚水処理量については、これは実際に我々が汚水として流しているものプラスアルファで浸入しているものでございますが、ですからマンホールから何らかの水が浸入したり、地下内でパイプの隙間から浸入しているものだというふうに考えており

ます。

以上です。

(秋谷) 相当の量の雨水が流入してしまっているように私には実は見えてしまっているのです。当然年間当たりで雨が多い年、少ない年という影響はあるのだと思うのだけれども、かなり潜り込んでしまっているか、これ。その辺り何か分析されています。

(委員長) 暫時休憩いたします。

(休憩 午後 5 時 0 3 分)



(開議 午後 5 時 0 4 分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(上下水道部参事兼下水道課長) 有収水量が減少しておりますが、年間降水量が多く、下水道管路への浸入水が増加したためにそういったことになっているのかなと思っています。

(秋谷) それで、その下の事業収入に関する事項のところをちょっと伺いたいわけけれども、一般会計から負担金なり補助金なりが入っているわけだ。それで、この部分で雨水の補助なり負担というのはどの部分を幾らと決めて、いただいているのだろう、一般会計から。そうしないと分からないわけだよ、現実問題。一般会計は、例えば不明水というか、雨水に対する、雨水だよ、不明水だけではなくて。雨水がいっぱい降れば、当然不明水もいっぱい出てしまうわけだから、それを一般会計のほうで雨水の部分は面倒見てくれなければ下水の収益性は悪くなる一方だよ、単純に言ったら。だから、一般会計から負担金なり補助金をいただいている、その雨水の部分というのは一体幾らなのだい。

(経營業務課長) 今 8 ページのお話なのですがけれども、(2) の事業収入に関する事項の雨水の負担金というのは、営業収益の 3 番目の他会計負担金の 2 億 5,400 万が雨水公費分に当たる負担金になります。それには雨水の処理費用とか、あと建設にかかった減価償却費とか、あと支払利息、あと人件費もこの 2 億 5,400、一部、若干ですけれども、汚水の過去に補助金とかが変更になった分も入っていますけれども、基本的に他会

計負担金の2億5,400万のところか……すみません。訂正します。2億5,400万のところか雨水の負担金です。そのまま丸々でございます。

(何事か声あり)

(経營業務課長) 雨水負担分です。すみません。

(秋谷) それで、実は処理原価が3年度から4年度に対して上がりましたよね。それで、説明の中で、24ページか、流域下水道の維持管理負担金で立方メートル当たり38円の負担金だというお話があったのだけれども、処理原価の導き出し方というのはどういう計算式なのかな。

(経營業務課長) ちょっと難しくはないのですけれども、9ページの事業に関する事項、これ事業費全体なのですけれども、そこから8ページの収入に関する事項の長期前受金戻入というのが下から4番目のところに、補助金とかの収益化したものがあるのですけれども、その23億4,200万から長期前受金戻入という補助金の収益分を差し引いて、雨水と汚水で使っている経費を分けて結局出しているのですけれども、数字的にいうと13億8,000万ほどなのですけれども、汚水に係る経費が。以上です。

(秋谷) いや、何でこんなことを聞いているかという、結局確かにこの汚水処理水量というものではなくて、有収水量のか、こっちのほうが水道メーターと同じだから、そっちのをベースに処理するお金って考えたら、雨水の部分って入っていないよね。でも、現実的には管渠の中に雨水が紛れ込んで、それで最終的に流域で処理してもらっているわけではない。そういうことだよ。だから、その雨水部分というものを考えたら、ちょっと計算式が複雑になるのかなと思って、それで聞いたのだ。だって、雨水の多い少ないで流域で処理してもらうまず量が変わってしまうのではない。そしたら単純にお金はかかってしまうよね。さっきも言ったように、有収水量が減ったら単価上がってしまうのではない。雨水の部分は雨水で全く別途考えて、有収水量の部分だけでこの処理原価が出るわけ。

(経營業務課長) 事業費の中から汚水分を切り出して、それから有収水量で割っているというのが処理原価です。23億というのは、雨水の費用

ももちろん入っているのです。23億の費用も入っていますので、雨水のものは除いて、単純に汚水に係る費用から有収水量を割っているのです。

(秋谷) では、今の説明だと雨水の部分は全く入っていないわけだね、この処理原価には。

(経營業務課長) 入っていません。ただ、秋谷委員のおっしゃるとおり、荒川が桶川に流れてくるときに汚水以外の浸入水があるから、そこは入ってしまっているよねという部分はそのとおりだと思うのですけれども、この汚水処理原価の中には単純に雨水は除いた費用を有収水量で割っていますので、ただ桶川に行って処理されているところには何らかの水が混入されてしまっているというのは、それは事実としてはあるというところでございます。

(秋谷) そうしたら、今の話をいろいろ考えると、単純に経営効率が去年より今年のほうが悪いという話。だって、それが原因になってしまうわけでしょう。

(経營業務課長) 施設の維持の管理のことでございますので、今後適切な維持管理はしていかなければいけないのかなと思っています。

以上です。

(秋谷) 次、17ページのところでお伺いをしますが、17、18か、剰余金の処分計算のところで、資本金に1億円、減債積立金のほうに7,000万か。この積立ての部分というのは、未処分利益の剰余金のほうは全くいじらないようだけれども、何か数字的に毎年度減債がこれだけあればいい、未処分利益の剰余金がこれだけあればいいというような計算の下に入れているの。それとも、資本金は、前の議会でも指摘をしたけれども、実質的に使えないお金だから、持っていないお金、だから持っていないお金の部分は計算上出てしまうのだけれども、それを資本金に入れてしまって、あとは持っているお金をどっちかに積む、それで少ないほうに積んでいる、ただそれだけのこと。その振り分けの仕方を教えてください。

(経營業務課長) これは一定のルールでやっております、まず積立金を使って建設改良に使った場合については、一旦未処分利益剰余金にして、建設改良に使った積立金につきましては資本金に繰り入れるという

形で1億円。積立金を使ったので、一旦裸にして、未処分利益剰余金という形で裸に、1億円にして、その後に資本金に1億円積み立てるというのが1つと、減債積立金につきましては、膨大な大きな企業債の残高がありますから、これは優先的に利益で生み出したものについては、借金に返す積立金に積むという一定のルールでやっております。

以上です。

(委員長) ほかに質疑はありませんか。

(なし)

(委員長) 以上で質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。

初めに、反対討論はありませんか。

(なし)

(委員長) 次に、賛成討論はありませんか。

(なし)

(委員長) これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。採決は挙手で行います。

議案第85号 令和4年度鴻巣市下水道事業会計利益の処分及び決算認定について、これについて原案のとおり可決及び認定することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

(委員長) 挙手全員であります。

よって、議案第85号は原案のとおり可決及び認定されました。

以上で付託されました案件の審査は全部終了しました。

次に、まちづくり常任委員会の視察研修についてお諮りいたします。まちづくり常任委員会の視察研修については、日程は令和5年10月2日月曜日から4日水曜日の3日間、視察先、視察項目については、福岡県飯塚市、空き家対策について、福岡県大牟田市、大牟田市・荒尾市のありあけ浄水場の取組について、熊本県合志市、株式会社こうし未来研究所の取組についてとし、実施したいと思っております。これにご異議ございませんか。

(異議なし)

(委員長) ご異議なしと認めます。

よって、まちづくり常任委員会の視察研修について、ただいま申し述べたとおり行うことに決定いたしました。

これをもちましてまちづくり常任委員会を閉会いたします。

なお、会議録の調製及び委員長報告書につきましては委員長に一任願います。

ご苦労さまでした。大変お疲れさまでした。

(閉会 午後 5 時 17 分)